

# 幼児の教育

第四十八卷

第十二號



十二月號

日本幼稚園協會

## 新 學 期 用 品

自由画帳 定價二〇圓

送料6圓、40冊まで55圓

おさいく帳 定價二三圓

送料6圓、50冊まで55圓

ぬり え 大判定價三〇圓

送料6圓、40冊まで55圓

ぬりえ(初級) 定價二五圓

送料6圓、50冊まで55圓

ぬりえ(上級) 定價二五圓

えとぬりえ 定價40圓

送料6圓、40冊まで55圓

御道具箱 定價50圓

送料 5箱まで35圓

折紙 (文部省配給品)

寸色枚 定價 二圓二〇錢

5710 送料 二〇〇組まで三五圓

折紙 定價 二〇圓

寸色枚組 送料50組まで35圓

折紙 定價 三〇圓

寸色枚組 送料50組まで35圓

5各枚組 1 送料50組まで35圓

### 床上積木

大	基尺 8 cm,	容積 32 cm <sup>3</sup>	定價 1800 圓	千 350 圓
中	基尺 6 cm,	容積 25 cm <sup>3</sup>	定價 1500 圓	千 250 圓
小	基尺 3 cm,	容積 12 cm <sup>3</sup>	定價 450 圓	千 35 圓

一箱の積木數約 90 箇，形は，基本的の形を網羅して居ります。

### 砂場用具

砂 型 (4 種入り 100 圓，千 35 圓)  
 シヤベル (20圓 千30ケまで35圓)  
 バケツ (60圓 千8ケまで35圓)  
 ふるい (60圓 千15ケまで35圓)  
 トンネル (70圓 千3ケノ35圓) 汽 車 (80圓千10ケまで35圓)  
 自 動 車 (50圓 千10ケノ35圓) 客 車 (80圓千8ケまで35圓)

### 紙芝居

定價 250 圓，袋入り，千 35 圓  
 第1集 みみちやんとおおかみ  
 第2集 どの子がいい子  
 第3集 お母さんはどこえ  
 第4集 親 指 姫

### 運動遊具

(圖・解説入りカタログ進呈)

ジャングルジム，滑り臺，ブランコ，置きブランコ，波動回轉塔，共同ジャングル，大こ梯子，メリーゴーラウンド，廻てん椅子，等です。

發 行 所

千代田區神田  
神保町2の4

フレーベル館保育用品株式会社

振替口座  
東京 58171

目 次

和の教育者……………	倉橋惣三……………	(2)
法的に見た幼稚園の姿 (三)……………	玉越三朗……………	(6)
フレーベル著「リナは如何にして読み書きを學ぶか」(四)……………	莊司雅子……………	(12)
保育關係文獻解説 (二)……………	竹田俊雄……………	(19)
統計にあはれた幼稚園の現状……………	玉越三朗……………	(30)
子供讚歌 (四)……………	倉橋惣三……………	(26)
(講話) 幼児の心理的發達 (七)……………	山下俊郎……………	(33)
<b>記 録</b> ……………		(38)
幼稚園設置基準に對する協議會……………		
<b>官廳公示連絡事項</b> ……………		(39)
教育における宗教の取扱ひについて……………		
會 考……………		(42)



## 和の教育者

—和の教育(四)—

倉橋惣三

一  
和は大きな理想である。世界のすみぐを普く和の世界たらしめることは、恐らく、速の理想であろう。しかし、菊一壺に庭が明るくなり、梅一輪に空がおおるように、われらのいるところの周邊に和のふんいきを作ることは必ずしも難くあるまい。しかも、それでいゝのでもあるまいか。人類平和の理想からはあきたらないとしても、人間として嬉しいことであるまいか。

ノーベル賞で平和賞を受けた、小説「武器を措け」の作者ズットナー夫人、アメリカ大統領シオドーア・ローズヴェルト、アメリカ大統領ウィルソン、北極探險家ナンセン、イギリス首相チェンバレン、フランス首相ブリアン、アメリカ國務長官コオデル・ハルの諸氏は、いづれも人類平和の爲の偉大な貢献者として尊敬すべき人々である。我らも能力があるならば、そういう貢献がしたいに相違ない。しかし世界の平

和賞を受けるに値しなくとも、學校や幼稚園内の平和貢献者、交友の間の平和貢献者、小さい家庭のなかの平和貢献者には、なれないこともない筈である。現にそういう貢献者はいくらもいる。學校や幼稚園の必ずしも優秀でない子の中に、交友間の必ずしも有力者でない子の中に、家庭の一番幼い弟妹の中に、たゞ、先生や先輩や親や兄や姉が、平和賞受賞者の候補者としまつていないことは、誰が受賞者になつても目出度いものゝ、順序の上では少し遺憾な氣もする。

子ども殊に赤ん坊が平和の天使であることは、せち辛い世のあばら家の中でも、常に燦然たる光に輝いている。してみると、平和は未發達者の寝顔のことかしら、ちえ分別の缺けているおろかしさのことかしら、私の覺醒のないまどろみのことかしら、といふながらも、誰れでもそのなごやかなえがおには心を濟かされ、そのなだらかな喃語には心を和けられずない。この小さい者には平和の倫理もなく平和の功利もない。とうさんとあさんの經濟紛争の仲裁に立たないの

は素より、匍い出そうともしなければ、おぢいちやんの非デモクラシーに抗議の發言を試みようともしない。たゞねんねしているだけで皆が鎮靜し、つぶらな目をさせば皆が寄り集つて来て、一家和合の實、おのづから顯現するのである。貴いかな。平和の天使は、その存在そのものが平和のふんいきをかもし出す。

## 二

和の教育の極く實際の場は、子どもらを圍む和のふんいきである。そのふんいきは、和の人々からかもし出される。教師の一人々々が和の人であることこそ望ましい。その教師は、和の理想家、和の追求者、和の愛好者であるばかりでなく、和の人でなければならぬ。教師はそれ／＼の教育において、それ／＼の人でなければならぬが、特に和の教育においてそうである。教師は教育を行う者であるのみでなく、その人でなくてはならぬが、自己の身邊に和のふんいきをかもし、その中に子どもを包み得られるために、その人自身和の人でなければならぬ。その人柄が和でなくてはならぬ。その性格が和でなくてはならぬ。それがおのずからあらわれる和の目、和の聲の人でなくてはならぬ。相對する子らに、すれちがう子らに、和の感じを與える人でなくてはならぬ。その人をおもうときに、和の感じの残る人でなくてはならぬ。それは麗色でも婉容でもない。魅力を漂わす目でも、美音をこらがす聲でもない。それは屢々和を彫るが和の人ば必ずしも

和の繪、和の音楽ではない。和の天使赤ん坊の頬は圓やかに手は柔かいが、和の人の顔は人の心配に瘦せ、手は世の勞苦に荒れているかも知れない。その笑い聲は朗かというよりもつゞましいことが多いであらうし、その舉止は快活というよりも遠慮がちなが多いかも知れない。従つて、その人の存在は目立たない。和に圍むといつても、浮き／＼させる花の山でもなく、包むといつてもむせかえらせる百合畠でもない。多分、ふと立ちとまらせる葉かげの莖、はつとして見上げさせる夕星に似たものであらう。それでいてうつむける紫と、また／＼く光りと、なんと、心に印し心に残ることであらう。莖だの星だのと、なんだかロマンチックに聞えるが、その莖は、都大路よりは山路に來てなにやらゆかしく出逢うものであり、その星は、野良歸りの淋しい森はづれにふと見つけられるものである。そうした小さい、眞に小さい平和の使徒にも、心を包む平和のふんいきはかもし出されて、鬨い心も、争い心もなごやかにされる。ふんいきの化である。

## 三

平和日本の理想をもたぬものはない。しかもそのふんいきはどうであらう。戦前よりも荒つばい鉦氣や、恐ろしい犯罪が日夜に行われて、押しつけられないように、胃されないように、襲われないようにたえず警戒していなければならぬ。敗戦國の生活難の通則だといえよそれまでのことかも知れないし、和では電草にも乗れないし生きていかれない切迫の

厳しさはあるに相違ない。しかも、同じ國民同志の間で、どうしてあゝまゝで、はげしいこと、手荒なこと、亂暴なことができるものかと、日本人として思いもかけないことが、己むを得ずというよりも、ついというよりも、平氣にあたりまえのこととして常習される。どこで日本人が慣らされた惡習なのであろうか。殊にその粗暴非道が若者に多く、だん／＼少年に及んでいるのを見ては、事を悲しみ憎むと共に、彼等の心に和の失われていることを憂えずにいられない。和を失つた心、彼等はどこでそういう心を養われたのであろう。彼等の或者は、ほんものの戦場で、奪い、襲い、殺すことを覚えて来たかもしれない。どこかでそういうことを平氣でして(或はさせられて)来たものでなければ到底できないような殘忍なことを平氣でする。少くも、そういうふんいきにならされない限り、尋常人のなし難い所業である。また、尋常人でも、そういう非尋常のふんいきに置かれれば、それが平氣になることもあるものであろう。われらは敵を殺す戦争を忌む。しかも、最も怖るべきことは、敵を殺す(お互ひつこかも知れないが)ことによつて、人が人を殺すことに平氣になることである。それは單に氣が荒くなるといつた程度の話ではない。又、戦争の起る理由が、どんなに理屈づけられることがあろうとしても、一回の殺人行爲でも、何んといつても自分の和の心を傷つけずにいない。その戦場のふんいきは、戦時の國內のふんいきをも一つにせずにはいない。和の失われたふんいきの中で人間はどんなものにならせられるだらうか。

少年の犯行を、その個々の犯行を見ならうのだという論も事實であらう。しかし、それよりも廣く深い問題は、和の失はれた社會のふんいきに養われて和を失つた彼等の心である。彼等は、惡行のそれぞれを好むというよりは、和を失つた心の満足を求めている。和の尋常にあきたらないで、和でない非常に走るのである。そうして、そういうふんいきの中に、それを尋常として怪まないのみか得意になる。かくて、ふんいきからふんいきを作つてゆく。われらが怖れるのは此の點である。

#### 四

和の心を失わせるものがふんいきであることを怖れるものは、和のふんいきを作ることを、和の教育の第一義とせざるを得ない。ふんいきは包むもの圍むものであるが、和のふんいきを作るものは光源が明るいふんいきのもととなり、熱源が温いふんいきのもととなるように、和の發源體でなければならぬ。それは大きいほど廣いふんいきを作るであらうが、小さくとも狭いなりふんいきを作る。家庭内のふんいきを作る。交友間のふんいきを作る。店頭窓口のふんいきにもなる。すれ違ふ人、行き逢ふ人のためのふんいきにもなる。

#### 五

聖德太子が和を以て貴しとすと言われたのは、時の政情に

對する特別の戒めであつたのかも知れないけれども、あの詔を以て革新憲法の冒頭におかれたことは、誠に意義の深いことである。新憲法では基本的人權の尊重が第一義になつてゐる。そこから民主國家も文化國家も、そして平和國家も生れるのであり、人權の尊重と和の尊重とは、極く深い底において相通するものであり、決して矛盾するものでないのは勿論である。しかし、實際、わけても今日の實際は、新憲法のこの本旨が未だ眞に實現してゐるとはいえない今日の實際にあつては、人權の尊重という名が、和と相反する結果を生んでいないと限らないのは甚だ遺憾である。アメリカの人權尊重は基督敎人道主義が根底になつてゐるところから、他人の人權の尊重にあつても、自己の人權の尊重にあつても、極めて底深い調和と適正が行われ得るのであるが、その人道主義に培われることの少ない場合においては、權利の主張が片々のことになつて、兩々の和となり難い傾きになる。聖徳太子の十七條憲法の和も、その根底になつてゐるのは佛敎であるが、和の尊重も宗敎の生むところであれば、權利の尊重がそれだけでは權利の主張しあいになり勝ちなのも免れ難いことであらう。現にそうなつてゐるのである。新憲法の理想の實現を眼目とせる教育基本法においても、基本的人權の尊重を以て基本的人權尊重の教育を徹底させようとしてゐる。その正しいことはいふまでもないが、人權尊重の誤りなき理解と實踐とが、必ず和の尊重につながる教育がしつかり行われなないと、その正しきに到り得ないでもあらう恐れがある。勿

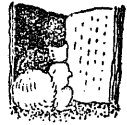
論、人權の尊重のない和は、和として最も避くべきであり、斥くべきであり、その意味において、人權尊重がすべての第一義とせられることは正しい。しかし、和を忘れた人權尊重、というよりも、和に到り達し得ない人權尊重だけでは完しといえまい。更めて和の教育について深思する所以である。

希わくば我等教育者、和の人となり和のふんいきを作り得つつ、人權尊重の教育を説きたい。

(十一頁より)社會教育その他公共のために、利用させることができる。(學校教育法第八十五條)

とあつて、幼稚園の施設もその教育上支障のない限りはすゝんで社會教育施設を附置し或いは開放すべきである。特に幼稚園と密接な關係のある母親を對象とする施設——母親學級育兒相談室等——は是非附置すべきである。今後の幼稚園發展のためにもいまままで述べてきたところを考へてみるに教育機關としての幼稚園はその精神においては定まつたがそれに伴なう新しい方法に關する規定は幾多重要な點が缺けてゐる。これは幼稚園關係者にはまことに申譯がないと思つてゐるが、われわれが簡単に定めるといふわけにもいかず今後における皆様の絶大なるご支援によつて一日も早くこの不備を補ひ實際教育にたずさわる人々から愛され親しまれる法令を作りた

と思ふ。(了)



# 法的に見た幼稚園の姿(三)

——法から見た幼稚園の維持經營——

文部省事務官 玉越三朗

## 内 容

教育機關としての幼稚園(十月號)

法から見た幼稚園の維持經營

### 一、設 置

- 1、幼稚園を設置出来る者
- 2、設置する場合の基準
- 3、設置する場合の手續

### 二、維持經營

- 1、幼稚園管理の責任者
- 2、經費の負擔者
- 3、保育料その他の費用の問題
- 4、私立幼稚園の豫算決算報告義務
- 5、幼稚園の職員
- 6、學年その他
- 7、備えつけるべき表簿

(以上前號)

8、維持經營上その變更について監督廳の認可又は届出を要するもの

9、監督廳から變更又は閉鎖を命ぜられる場合  
三、廢止の手續その他

1、廢止の手續  
2、社會教育施設の附置等

(以上本號)

## 一、維持經營(承前)

### 5、幼稚園の職員

(1) 必ず置かなければならない職員は

「學校には、校長及び相當數の教員を置かなければならない。」(學校教育法第七條)

「幼稚園には、園長及び教諭を置かなければならない。」(同法第八十一條第一項)



「各幼稚園ニ幼稚園醫ヲ置ク」(學校醫及幼稚園醫令第七條)とあつて、園長、教諭及び園醫は必ず置かなければならないことになつてゐる。たゞしその教諭の數は別に定められてはいない。また専任とか兼任とかも定めてはいない。

(2) 置くことができる職員は

「幼稚園には………必要な職員を置くことができる。」

(學校教育法第八十一條第二項)

「各幼稚園ニ幼稚園齒科醫ヲ置クコトヲ得」(學校齒科醫及幼稚園齒科醫令第七條)

とあつて、この必要な職員の中には養護教諭、養護助教諭、助教諭、講師及び事務職員等が含まれてゐる。

(3) 園長となれない者は

「一、禁治産者及び準禁治産者、

二、禁錮以上の刑に處せられた者

三、免許狀取上げの處分を受け、當該處分の日から二年を経過しない者

四、日本國憲法施行の日以後において日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者」

(學校教育法第九條)

「園長免許狀(校長免許狀でもよい)を有しない者」(學校教育法施行規則第八條)

で、具體的には教職員適格審査の結果合格した者で園長免許狀を有する者でなければ園長にはなれないといふことであ

る。ただし免許狀については、現在教育職員免許法による新免許狀は未だないから昭和二十六年三月三十一日までは、例外として左の資格の者でも園長となつてさしつがえない。

「園長には、第八條の規定にかかわらず、當分の間………園長假免許狀………を有する者を充てることができる。」(學校教育法第九十六條)

教育法第九十六條)

「左の各號の一に該當する者は、これを………園長假免許狀を有する者とみなす。

一、この省令適用の際、現に………幼稚園長の職にある者

二、従前の規定により、従前の幼稚園の園長となること

ができる者」(學校教育法施行規則第九十八條)

「公立幼稚園ノ園長タルベキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保姆免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スルモノタルベシ」(幼稚園令施行規則第八條)

これによると私立幼稚園長については別に規定しておらずだれでも昭和二十六年三月三十一日までは園長となれるが、昭和二十六年四月一日からは私立幼稚園でも公立幼稚園でも差別なく一定の資格がなければ園長免許狀を得ることができなくなる。いまその最低資格(園長假免)を見ると、

「教員(小學校、中學校、高等學校の教員でもよい)の一級普通免許狀を有する者とみなされた者又はその授與を受けることのできる者で三年以上教育職員又は官公廳若しくは私立學校における教育事務に關する職員として良好な成績で勤務した旨の所轄廳の證明を有する者」(教育職員免

許法施行法第二條第二十五號)

で私立幼稚園では今後園長の採用には相當困難を感ずることと思はれるが幼稚園向上のためにはこの困難を克服してもらいたい。

なお昭和二十四年九月一日現に幼稚園園長の職にある者はその事實によつて園長の新假免許状が與えられることになつてゐるから、それ等の者は私立幼稚園園長で最低資格がなくても繼續できる。(同前)

(4) 教員となれない者は

園長の項の一、二、三、四と

「教諭又は養護教諭免許状を有しない者——助教諭又は養護助教諭免許状を有しない者」(學校教育法施行規則第八條及び第九條)

であるが、免許状については園長と同じく昭和二十六年三月三十一日までは、學校教育法施行則によつて幼稚園教諭假免許状又は同助教諭假免許状或いは養護教諭假免許状を有する者とみなされている者は右の「免許状を有しない者」でもその職にあつてもさしつかえないことになつてゐる。

昭和二十六年四月一日以後から持たなければならぬ新免許状の助教諭の最低資格は舊中等學校を卒業した者又は新制高等學校を卒業した者である。(教育職員免許法第五條及び同法施行第二條第三十四號)

なお現在勤務している教員については、昭和二十四年八月三十一日現に教職にある者は右の最低資格がなくともその事

實によつて新免許状の臨免が與えられるから助教諭となれるわけである。(昭和二十四年八月三十一日告示第一七三號)

ここに注意しておくことは、未だ幼稚園の教員は女子のみと思つてゐる者のあることである。學校教育法では舊幼稚園令と異つて教員については男女の制限を除いており男子でもさしつかえないのである。

(5) 園長、教諭等の任務

(1) 園長は、園務を掌り、所屬職員を監督する。

(2) 教諭は、幼児の保育を掌る。

(3) 養護教諭は、幼児の養護を掌る。

(4) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(5) 講師は、教諭の職務を助ける。(講師は常時勤務に服しないことができる)。

(6) 事務職員は、事務に従事する。(學校教育法第二十八條第八十一條及び同法施行規則第四十八條の二)

とあるように、幼稚園における職員の受持つ役割はここに明瞭に示されているが、これらの任務の完全な遂行はあくまで幼稚園を一體とする正しい經營管理の下に相互の連絡を持つて初めて幼児教育のよりよい効果が收められることに留意しなければならぬ。

(6) 學年その他

「教諭一人の保育する幼児數は約四十人以下とする。」(學校教育法施行規則第七十五條)

「保育日數及び保育時數は、保育要領の基準により園長が

これを定める。」(同法施行規則第七十條)

小學校を準用「小學校の教科課程、教科内容及びその取扱いについては、學習指導要領による。」

(同法施行規則第二十五條)

同右「兒童が身體の狀況によつて履修することのできない教科は、これを課さないことができる。」(同法施行規則第二十六條)

同右「小學校の學年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

小學校の學期は、都道府縣の教育委員會が、これを定める。」(同法施行規則第四十四條)

同右「授業終始の時刻は、校長が、これを定める。」(同法施行規則第四十六條)

同右「小學校における休業日は、次の通りとする。

一、國民の祝日に關する法律に規定する日。

二、日曜日

三、夏季、冬季、學年末、農繁期その他において都道府縣の教育委員會が定めた日、

前項の規定にかかわらず、私立小學校における休業日は、學則で、これを定めることができる。」(同法施行規則第四十七條)

同右「非常變災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、都道府縣の教育委員會に報告しなけ

ればならない。」(同法施行規則第四十八條)

「幼稚園においては、……幼兒並びに職員の健康増進を圖るため、身體検査を行はなければならない。」(學校教育法第十二條)

これらは幼稚園經營上その保育の實際を規定していく條文で重要な點を含み充分検討する必要がある事項であるが別の機會にゆする、

たゞ先にも述べたように法令上では、設置基準と共に納得が行く規定がないのが幼稚園の發展上一大障害となつていことはいふまでもない。

ここで注意する點は、右に示されているように法令上の小學校の條文を準用していることである。この「準用」というのは、法文を準用したもので内容についてはあくまで幼稚園独自の教育内容を持たなければならない。決して小學校の教育の程度をそのまま縮少すればよいと思つては困るのである。

かえつて現在よく研究している小學校の一、二年の學級を見ると従前の小學校經營とは全く趣が變り非常に幼稚園的教育方法を採る傾向になつて來て、幼稚園の組ではないかと間違はれるくらいである。これは兒童の生長と發達を研究しその基礎の上に置かれた教育であるからである。小學校がここまで前進して來ているのかえつて幼稚園が小學校のその教育を形式的に模倣するということはおかしく幼稚園は幼稚園獨自に幼兒の生長發達にそくして正しい幼兒教育の内容をう

ちたて行くべきである。

### 7 備え付けなければならない表簿は何か

「學校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。

一 學校に關係のある法令

二、學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫視察簿及び學校日誌

三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並びに擔任教科及び時間表

四、學籍簿、出籍簿及び身體検査に關する表簿

五 入學考査及び成績考査に關する表簿

六 資産原簿、出納簿及び經費の豫算決算についての帳簿並びに圖書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七、往復文書處理簿

前項の表簿中、學籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない。(學校教育法施行規則第十五條)

幼稚園において備える表簿はいろいろあるが、その中でも重要なものを取りあけて保存するよう措置した規定である。

「概ね」としたのは、學校の種類すなわち幼稚園、小學校、中學校、大學等をつつにまとめて規定しているため、その學校によつては必要のない表簿があるためである。

なお學籍簿以外の帳簿を五年以上としてゐるがこの意味は、誤解をまねくおそれがあるから少し説明しておくが、こ

れは職員の出勤簿とか幼児の出席簿とか往復文書處理簿等のように一年毎に更新する表簿についていつてゐるのであり、學校に關係のある法令とか學則とか職員の名簿等はその中の變更の部分で訂正加除して幼稚園の廢止又は閉鎖されるまで備えつけなければならないのである。

また學籍簿については、幼稚園が廢止又は閉鎖された場合は、國立又は公立の幼稚園ではその設置者が、私立幼稚園ではその監督廳が必ず保管しなければならないことになつてゐる。(學校教育法施行規則第十五條第三項)

8、維持經營上、その變更につき監督廳の認可又は届け出

を必要とするもの

(1) 認可を要するもの

(イ) 國立幼稚園の保育料の變更(文部省令第十八號)

(ロ) 目的の變更(學校教育法施行規則第二條)

(ハ) 名稱の變更(同右)

(ニ) 位置の變更(同右)

(ホ) 設置者の變更(同右)

(ヘ) 園地の増減又は園舎體操場等の増改築(當分の間)(學校教育法施行規則第一百十條)

(2) 届け出を必要とするもの

(イ) 私立幼稚園の園長の變更(學校教育法第十條及び

同法施行規則第十四條)

(ロ) 園則の變更(學校教育法施行規則第二條)

この中には「3設置する場合の手續」の園則中に列

記しなければならぬ事項の変更を含む

(ハ) 経費及び維持方法の変更(同右)

(三) 園地の増減又は園舎体操場等の増改築(同規則第四條)これは原則としては届け出であるが當分の間は認可事項としている。

### 9 監督廳から變更又は閉鎖を命ぜられる場合

(1) 變更を命ぜられる場合

幼稚園が、設備授業その他の事項について法令の規定又は監督廳の定める規程に違反したとき、(學校教育法第十四條)

(2) 閉鎖を命ぜられる場合

(イ) 法令の規定に故意に違反したとき  
(ロ) 法令の規定により、監督廳のなした命令に違反したとき、

(ハ) 六箇月以上授業を行わなかつたとき (學校教育法第十三條)

なおこの閉鎖命令に違反すると六ヶ月以下の懲役若しくは禁錮又は一萬圓以下の罰金に處せられる。(學校教育法第八十九條)

## 三、廢止の手續その他

### 1 廢止の手續

「國立學校……の外、學校の……廢止……その他監督廳

の定める事項は、監督廳の認可を受けなければならぬ。」(學校教育法第四條)

「廢止しようとする者は、廢止の事由及び……幼児の處置方法を具し、監督廳の認可を受けなければならぬ。」(學校教育法施行規則第六條)

「廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において、學籍簿を保管しなければならぬ。」(學校教育法施行規則第十五條)

とあつて、廢止しようとするときは必らず國立幼稚園を除いては監督廳の認可を受けなければならぬことになつてゐる。

この際は「廢止の事由」と「幼児の處置方法」とは必らず認可申請書に添えなければならない。これは、教育が公共性を持つものであり單に一個人の考えの下に自由に設けたり廢止したりすることを防ぐためでありまた通園する幼児を不安から遠ざけ安心して教育を受けさせるためである。

ここに注意すべきは閉鎖と廢止との關係であるが、閉鎖は監督廳の一方的命令でなされる行政處分の一種であつて、廢止は設置者の自由な意志の下に決定されるものでその基礎において根本的に異なるものであることである。

### 2 社會教育施設の附置等

「學校教育上支障のない限り、學校には、社會教育に關する施設を附置し、又は學校の施設を (五頁餘白)

フレーベル 著

「リナは如何にして読み書きを學ぶか」(四)

—— 楽しく忙しく動く子供達のための美しい物語 ——

莊 司 雅 子 譯

リナは今まで——それを豫感することなく、況してもとから知つてるといふこと、更には何か或る一定の言葉で示すといふことは尙更出來ないのであるが、併し生活や行いや感情や情緒などにおいて——多面的な生命一致 (Lebensseinigung) にまで教育されていた。そしてまたこのように注意深い母に依つて、考え深く情緒に満ちた子供の中に、殆んど未だ衝動にまで至らない次のような微かな豫感が次第に育まれるようになった。即ち両親特に留守中の父、その他リナの愛する總てのもののために、永遠の神、即ち私達が受けそして楽しんで一切の善きものをお與え下さる永遠の神に彼女が得させて上げたいと望むものを祈願するといふ豫感。そしてこのようにして母が昨夜の會話の最後に言つたことを想い出しながら、無意識にそして彼女自身にもやつと聽えるほ

どの無邪氣な言葉で、胸の中の希望を次のように言い表わした。「すべての善きものをお與え下さる神様、今日もまたお母さんや叔父さんが期待していらつしやる喜びを、私がさし上げることが出來ますようにして下さい。」

元氣よくす早くリナは服を着換えた。心から熱心に育む母の愛が、子供にその日その日に就いてこんなことを教えた。即ち各々の日は彼女にとつて更に目に見えない祝福の源を示す尊敬すべき贈り物であるといふことを。そしてそのようにして簡單ではあるが榮養のある朝食を楽しくすませた。リナはすぐ昨日の母の最後の言葉を想い出し、元氣よく大事な本を持つて來ると、先づ第一に出來るだけその本の中にまだ残つてゐる他の大文字をしつかり認めようとした。

順々にそして實に色々の比較に依つてとうとう彼女はUの

中にHを、Pの中にRを、Oの中にDを、Dの中にSを、Sの中にGを、Aの中にRを、Hの中にGを、Mの中にRを、Nの中にRを、Wの中にRを、Vの中にRを、Cの中にGを、Gの中にGを、Eの中にGを、最後にZの中にRを認めた。

このようにしてまだ晝にならないうちに、リナは今まで自分と父との間で用いて来た全部の文字をその本の中に示すことが出来た。

母はまだ家事に追われていたために、家族部屋に來ることが出来なかつたが、併しリナは母の戻つて來るまで待つことが出来なかつた。リナは自分の大きな喜び——今まで彼女と父とが使つてた總ての文字を、彼女の大事な本の大文字の中に示すことが出来たという大きな喜びを知らせるために、まだ仕事の最中にある母を家中探し廻つた。

「すぐお部屋に行きますよ」と子供の喜びを共にする母が言った。

「たとえ若し今叔父さんが見えても、私は全部叔父さんにも示すことが出来ましてよ。だつて叔父さんは確かに私がもうお父さんの美しい本の中大文字を、全部知つてるなんて御存じないでしょうし、またとても信じなさいでしょうから。もう叔父さんがいらつしやりそうなのですよ。ほんとうに今日は何時もよりもつと長くいらつしやればいいわね。」  
「そうね、何時もよりも長くいらつしやることは出来ないでしょう」と母は慰めるように答えた。「叔父さんは屹度いもつしやるでしょうから落着いてもつしやい。」

いよいよ待ち焦がれていた叔父がやつて來た。リナの眼差しの何と輝いていることよ。彼女は嬉しそうに父の贈り物を叔父に差し出しながら、彼女の昨日以來の進歩をすつかり叔父に話すことが出来た。

叔父はほんとにリナが熱心に勉強して得た喜びを自分も心から共にした。彼は更に次のことに依つて少女の歡喜を一層高めた。即ち違つた頁のところやずつと離れた頁のところに同じ文字を、或る頁、而も同じ頁に多くの違つた文字をリナに探し出させたのである。

遂に愛する母もこの幸福な二人の仲間入りをした。彼女は心から彼等の喜びを共にした。母に近くよりそい、そして如何にも母から得たすべてのものに全力を注ぎつつ而ももつと多くを渴望しているかのようなその幸福な少女自身から來る喜びと同じほど彼女は叔父の心から來るその喜びをも共にした。リナも嬉しそうに輝いた眼差しを時々叔父の方にやつた。叔父の同情的な澄んだ輝きも、恰も彼女が心の中で欲しているものをもつと明瞭に示してやるような輝きであつた。

晝食が終るや否なやリナは二つの寶物である本と父の手紙とを持つて、何時も食卓についたまま、尙暫くそのささやかな集いに留るを常としてゐる叔父の側に掛けた。もう一度彼と共に兩方の文字を比較して、その類似點や相異點を見附けたり、認めたりする喜びを有ちたいと思つて。晝食後の一寸したおかたづけをしていた母も、間もなくこの楽しい集いの第三人目に加わつた。やがて三人に依つて一つの單純な包括

的な法則がそこにあるということが、はつきり認められた。それに従えば先づ第一に普通の大きな活字は大抵直線から出て来ているということ。つまり第一の眞直ぐな線の文字は、第二では大抵曲つていたり、或いはかまに僅かに曲つた線であつたりする。そして第一の簡單に曲つた線は、第二においては非常に鋸齒狀に而も偏した線に變つてゐる。併し兩方の文字は、敢も内部の構造やその部分の組合わせなどに従えば互いに全く一致してゐる。

こうしてリナは今や非常に早く大きな活字を認め得るようになった。併しこんな時、リナは嬉しそうに振舞うよりは寧ろ不意に悲しそうに母の方に向つて、「でもお母さん、私は今だつてまだ本を續むことが出来ないではありませんか。だつて大文字なんてほんとに少ししかないし、それにどの言葉も何時もたつた一字しかついていないのです。(譯者註、獨逸語では文章の初めの文字と名詞の頭文字とは全部大文字になつてゐる。)それに小文字はこんなにも澤山あるんですもの。どうすれば私は今これらを全部覚えられますでしょう。ねえ、教えて頂戴。」

「心配しなくてもいいのよリナ」と母は落着いて言つた。彼女が部屋にはいつて来た時から既にこの願いを豫期していた母は「此等の文字はリナが今まで既に知つてゐる文字よりも、そんなに多くはないのですよ。たゞほんの二三違ふところがあるだけです。若しリナが今までと同じように注意深く自分でやればきつと此等の文字も全部らくに學ぶことが出来るで

しよう。」さあこれで私はもう明日の楽しみが出来た」と座席を立ちながら叔父が言つた。「今日はこれでお別れしなければならぬ。リナも知つてゐるようにお仕事があるからね。では明日も今日のように楽しく會いましょう。」

「きつとね」と母が言つた。

「はいきつとよ」と子供が言つた。「若しお母さんがまた助けて下さるならね。」

「ではお願い」とリナは叔父が出るや否なやそれだけ言つた。併し母はリナのこの「お願い」という簡單な言葉の意味を理解した。

「ではお母さんの側にお掛けなさい。お父さんの二つの贈り物を持つておいで。お母さんはほんの少しだけリナに話せば十分ですよ。そうすれば間もなくリナ自身で出来るから。そしてその方が楽しいから。というのはリナは丁度今また新しいことを實際覚えますからね。何でも自分で學んだものは他人から學んだものよりも、もつと大きな喜びを得るばかりでなく、———というのとはそんな時人は自分で活動するという快い力に満ちた感情が湧くばかりでなく、こうして學んだものは全部非常にたやすく覚ええますし、またたやすくそれを再び應用したり使つたりすることも出来るものですから。」

「では先づどの文字を初めに學びましょうか。言つてごらん。」

「ここにさがあるわ。」

「それではリナが今まで知つてゐる文字のうちで、どの文字か



ら直線が曲線に變つてゐになつたか言つてごらん。」

「ここからです。」

「そうです、*ぎ*はまるで *I* から芽生えて来たようなものですよ。丁度種子から出て来た二葉か、それとも蕾から出て来た多くの葉のついた花のようなものです。併しリナはまたこんなことを知つてるでしょう。私達がほんとにもう何回も散歩の時や私達のお花を見ながら不思議に感じながら氣が附いたことだけど、何と澤山の葉や花瓣のある花や果物の花等が再び、ほんとに單純な種子に戻つて來るかつていうこと。まるで再び自分のうちに集結するように。ですからリナちゃん、ほんとに澤山の事物と同じように其等のものも先づ再び小さくならなくてはなりません。つまり彼等が眞に用いられることが出来る以前に、自己の中に收縮し集中しなければなりません。このように私達の大きな活字も同じことです。即ち其等が澤山の目的に用いられたり多くの喜び——此等は（讀むことに依つて）もともとそうなるようになってますが——提供出來るより以前に、先づこの装いや飾りを自己の中に集結させなければならぬのです。さあではもう一度見ましよう。」

「もう一度本の中を探してごらん。全部の小さな活字のうちのどれがほんとに *ぎ* と *I* とを表わしてゐるか。」

「この字だと思ひます。」

「全くその通りです。お前は *ぎ* の中の曲つてゐる全部の太い線や細い線や飾り等を *i* の中にも見附けることが出來ました

ね。其等の線は收縮して消えてしまつたのです。ただ上の飾りだけが自由に獨立してゐます。併しそれでも一つの小さな點に收縮してゐますね。さあそれでは *ぎ* と *i* とに就いて私達が見分けたものをもう一度較べてみましょう。そうすれば兩方の違つてゐるところと似てるところとが、お前に正しくはつきり生き生きとなり、同時にお前はそれを他の文字の中からも、更に見付けることが出来るでしょう。さあではどの小さい文字が *ぎ* を表わしてゐると思ひますか。併し前からリナに言つたようにリナは澤山の飾りのものを切り離し、そしてただ主なものだけを掴まなければならぬのです。では曲つてゐる中央の線の外に、ほんとに *ぎ* の主なものといへばどれでしょうね。」

「その右側の小さい鉤は曲つた屋根のように、思われます。小さい左の上の方に曲つてゐる線はきつと落ちて無くなるでしょう。」そうです。私もそう思ひます。「では今度は小文字の中でどれが大文字の *ぎ* と一番よく似てゐるか探してごらん。」

子供は本の中を試して見たり、較べて見たりして探した。そしてどこか燒わしけな風をして母を見た。同時に本の中の *F* を示しながら。

「さあ正しいかどうか見せて頂戴。第一に主な線はこれです。ただ垂直に眞直ぐに伸び、そして少し曲つてゐるだけですね。第二にここにも右に小さな鉤がありますね。曲つてゐる屋根のような主な部分もまだ残つてゐるわけです。ただ左の方のかさく曲つてゐる線が消えてゐるだけです。さあごらん。ほんと

に當りましたよ。小文字の f は大文字の F を示しているのです。」

「ではもう一つ大文字と同じ意味のものを、小文字の中から見附かるかやつて見ましょう。そしたら今日はもうこれで十分にしましょう。お母さんにはお仕事がありますから。私は D を考えて見ましょう。先づ前以てもとの文字の D と何度も較べてごらん。どれが主な部分であるかを見附け、それから小文字の中から探し出すように試してごらん。」

長くはかからなかつた。而もリナは前よりもつと確信を以てりを示した。

「ごらん今度もリナはほんとにたやすく而も早く見附けることが出来たでしょう。ほんとにお母さんは嬉しいのよ。だけど今度は更に三つの文字 D、D、b を互いに近寄せて、それが正しいかどうか見て見ましょう。なるほど正しいですね。主線はどの文字にも着いてます。第一の文字にはしつかりと曲つており、第二の文字では全然直線だし、第三の文字では両方の中間位ですね。曲つてる主な部分の主線もまた三つのどれにもあります。併し第一の文字では下の方に曲り、第三の文字では反對に上の方に第二の文字では中位に、そして両方とも上から真直ぐではないですね。」

一では今日はこれぐらいでやめにしましょう。リナも知つてするように、お母さんは家の中のことには気を配らなくてはなりませんから。併しリナちゃん、若しリナがもつとしたいならきつとたやすくリナの知つてる大文字と、まだ知つてない小

文字との間に、更に澤山の似た點や同一な點を見附けることが出来るでしょう。そしてその見附けたものを明日お母さんに示してくれることが出来るでしょうね。では好きなことをしてお遊び。」

「それなら私も一度幼稚園に行きたいのですけど、いいかしら。」

「ああいいですとも。お隣の小さいメンナちゃんをお誘いして一緒に行つてらっしゃい。」

「ああ、そう出来たら嬉しいわ。小さいメンナちゃん大好き。ありがとうお母さん。」

二人の子供が手に手をとつて楽しそうに幼稚園に行つた。ついこの間まで二人が一緒に行つてた幼稚園に。二人の中の小さい方のメンナはまだ普通ぐらいの發達であるけれどリナはこれに反して屢々父の留守の間、母が彼女をよく見てやることが出来ただけで、もう幼稚園よりも遙かに進歩し、そして長く待ち焦がれていた父が歸へれば、もう小學校に通わなければならぬくらいになつた。

さて彼女の幼い遊び友達や仕事の仲間にとつて、彼等が愛していたものが、仲間からこんな長いこと（彼等にはそう思われた）離れた後に、再び會うことは何と嬉しいことであつたらう。そしてリナもまた彼女が嘗て屢々仲間になり、そこで實に屢々榮しく朗らかに過したその集いに加わつて如何にも幸福そうであつた。

彼女がその間、家で何をしていたか、また何をしつゝある

かに就いて、方々から尋ねられることは全く自然なことではなからうか。保母も喜んで、リナに此等の問いに答えることを許した。それに依つて幼い聴き手達は、如何に子供は家庭でも活動しているか、又如何に善い子供達はこんなにも活動的であるかを聴くことが出来た。というのは保母は家庭におけるリナの活動を知つてたから。

併しリナは先づ第一に何に就いて話したか、先づ彼女の美しい本に就いて話した。——彼女の心はそれに就いて一杯だつたから、彼女が旅行中の父に手紙を出したので、父が彼女に送つてくれたその本に就いて。

「手紙を書いたんですつて！」と聴いてた子供達が驚きの眼をして叫んだ。「何處で習つたの？——誰が教えてくれたの？——どんなにして教はつたの？」これやあれやの質問が一度に彼女におしかかつて來た。彼女は先づ最初に母がどんなにして棒片で自分の名前を並べることを教えてくれたかを話した。「やつて見せて頂戴。おやつて見せて下さらない？——どんなにして棒片でああなたのお名前を並べるかを。」  
「そうです」と子供達の會話を靜かに聞いてた保母が言つた。そして再びどのようにして子供達が無意識のうちに子供達を教え、また喜んで子供達から學ぶかを確かめた。「そうです。」それを私達にやつて見せて下さいね。私達は圖形並べの棒片を有つてますから丁度好いですね。さあ机の眞中にいらつしやい。そうすれば他の方もよく見えますからね。」

そこでリナは彼女の名前を並べて小さい友達に見せ、それ

の符號 i と a、l と n とを示して見せた。

「私の名前も並べられるの？」とすぐ傍に立つてたメンナが甘えるように尋ねた。

「えゝわけないわよ。」とリナは言つた。「きいてごらん、あなたのお名前は私の名前と殆んど同じように響くから。メンナ、リナ、そら初めの音だけが違つてるでしょう。そして眞中の一つの音が重なつてるように聴えるわね。だからただ初めの符號が違つてるのと眞中の符號が二重になつてるだけのことね。」このようにしてリナはたやすく棒片でメンナの名前をも並べることが出来た。

「ああ私達もみんな自分の名前だけでも並べられるといいわね。」と全部の大きい子供達が叫んだ。

「私達にも教えて頂戴ね。」

「ええ、でも先づ初めに自分の名前を正しくはつきり發音してから、その一つ一つのものを見附けるようにしなければならぬのです。こうなのよ、先づ名前の中の開いた音と閉じた音とを區別し、そしてそれぞれの音に就いて適當な符號を覺えることを學ばなければならぬの。これはでもお優しい園丁さん（これは子供達が彼等の親愛なる保母を喜んでこのように呼び、逆に保母はまた子供達を植物や花にたとえて呼んでるのである）が、きつと喜んでみんなに教えて下さるでしょうよ。丁度優しいお母さんが私に教えて下さつたように。」

「ほんとにそうしましょうね。」と嬉しそうに園丁さんは優

しく答えた。「ただ私達は先づリナちゃんを私達に言つた一つのことを果さなければなりませんね。つまり先づはつきり自分のお名前をよく響くように言はなければならぬといつてことですね。」

「はい承知しました、そうしましょう。」彼女の言つたことを理解したすべての子供達が言つた。その中の二三人は可愛らしく園丁にすがりついてゐた。その他のものは楽しそうに幸福な少女リナの澄んでる眼を嬉しそうに感謝の心で眺めていた。その中の二人はその健康な腕で、今や早くも行こうとしてゐる友達の頸に頼むように巻きついた。

「いいえまだ行つてはいけませんわよ、リナちゃん、ねえ、そうぢやないこと？」と一同が向きを換えて乞うように優しい保母に尋ねた。彼女に依つて子供達の希望が確實に成し遂げられることになつてゐるその保母に。「ええ、でもリナちゃんが好きないようにさせなくてはなりませんね。」と彼女は答えた。そしてリナが答えるより前に、もう他の子供達は、彼等の好きな遊戯である「小鳩」の圓に寄り集つた。そして間もなく第二・第三の遊戯が續けられた。それでもリナは眞面目に歸り仕度をした。彼女と特に親しくしてゐた二人の少女はもう一度彼女を抱き、そして頬に接吻して言つた。「すぐまたいらつしやいね。今日はあなたは私達にいいことを持つて来て下さつたわ。」「そうだよすぐまたいらつしやいね」と五歳ぐらいになる健康そうな力強い男の子の聲が繰返えされた。彼は同年輩の二三の友達と一緒にこの小さい先生の靜か

な聽取者でもあれば、考え深い傍觀者でもあつた。

そして殆んど知らず識らずに頭で愛想のよい「はい」をうなづきながら、リナは戸を締めて消えて行つた。といふのは彼女自身殆んど無意識ではあるが、子供達の注意が（一つの發展は常に他の發展を要求するから）彼女の心の中に、家での母の希望と期待とに對しても努力しようという、一つの熱望を惹き起さしたからである。

「さあごらんさいよ」とあらゆるものを利用して幼児達を彼等の周囲の生活現象の觀察へ、時には自己の生活と行爲とに關する注意に導こうとしていた無邪氣な園丁さんが言つた。

「ごらん！ 何と美しいことではありませんか。若し人が何かを知つていて、そしてその上それを人に教えることが出来た時、何と素晴らしいことでしょうか。リナちゃんは皆さんの中の一番大きい方よりも、ほんの少し大きいだけです。而もつい暫らく前までは皆さんや私達全部の遊び仲間だつたでしょう。それなのに、もうリナちゃんは今いらして私達に大へんいいことを教えて下さいましたね。ですから皆さん、人は注意と熱心とさえあれば、たとえまだ小さくても、更に他人のために大切なものになれるといふことがお解かりになつたでしょうか？」（つよく）



# 保育關係文献解説(二)

愛育研究所  
養護部

竹 田 俊 雄

## 三 幼児心理學を中心として

山下 俊郎  
幼児心理學

昭和十三年 B6 四一〇頁 三〇〇圓 巖 松 堂

乳幼児の心理的發達を母親および保母のために叙述した教養向、一般向の書。こどもを育てるためには愛とともに智を要すること、乳兒期や幼兒期がこどもの心の發達のためどのような重要性をもつているかを強調して、教育的な立場から兒童心理學を扱っている。序論に續いて、乳兒の心理の篇では、新生兒・感覺生活・運動能力・感情生活、知能についてくわしく述べて、乳兒の心理的特徴を明らかにし、次に幼兒の心理の篇では、運動能力・言葉・空間・時間および數の觀念・記憶および注意・思考・創作・情緒生活・好奇心および興味・社會性・遊び・習慣・道徳など各方面にわたつてその心理と導き方とを説いて、幼兒の心理の根本的特性を擧げている。更に幼兒の精神検査の篇では、精神検査についての

解説とこの書が發行された當時現行の幼兒知能検査が掲げられてゐる。著者は長く愛育研究所員で現在は東京家政大學教授、この書はわが國最初の幼兒心理學書としての地位を占めてゐる。

守屋 光 雄  
育兒心理學

昭和二十四年 A5 四三六頁 四三〇圓 白 井 書 房

三四歳までの乳幼兒の育兒法を心理學的な面を主として述べたもの。親を對象として書かれてゐるが、教養向としてよい。内容は育兒に對する科學的態度その他について述べた序論をはじめとして、身體的發育・運動・歩行・遊び・社會性・知的發達・感情・言語・質問・睡眠・食事・被服・習慣・躰け方、人格・住居の十六章から成り、ハローロックの著述をはじめ内外の研究に基き、日常しばしば起る育兒上の具體的な問題を取扱つてゐる。たとえば社會性の章では子供の誕生日を祝うためにはどのようなことに注意を要するかということまで説き及んでゐる。著者は京都市兒童院で研究と相談に従事

している人である。

三木 安 正

幼児の心理と教育

國 土 社

昭和二十四年 B6 二〇三頁 一五〇圓

かつて愛育研究所員であり、現に文部省や国立教育研究所に勤務する著者が、幼児の問題に觸れて得た豊かな経験に基いて書いたもの。ある農村での保育の實驗・幼稚園保育所の教育と家庭教育・「しつけ」について・幼児期の精神發達の様相・生長發達の段階・いろいろな子供・家庭教育・幼稚園の教育・児童の福祉など十章から成つてゐる。最近の幼児教育の方向を知ることのできる教養向の書である。

東京文理科大学内児童研究會編

児童の行動と發達(上)

金子 書 房

昭和二十四年 A5 三三三頁 二七〇圓

「児童心理叢書」の第二卷であり、次の七篇が含まれてゐる。

佐藤 幸 治 人間生涯の心理學的經過とその段階

竹田 俊 雄 幼児の心理

依 田 新 學童期の心理

桂 廣 介 青年期の心理

前川 峯 雄 身體發達について

牛島 義 友 社會性の發達

松本 金 壽 學童の言語發達

竹田俊雄「幼児の心理」の篇では、乳兒から就學前までの

児童を、新生兒・乳幼兒前期・乳幼兒後期・一歲兒・二歲兒・三歲兒・四歲兒・五歲兒と年齢別に考察して、その行動の特質を述べてゐる。前川峯雄氏および牛島義友氏の論文もそれぞれ乳幼兒期の身體發達や社會性の發達について詳しく取扱つてゐる。幼児心理を一層研究しようとするもののための教養向ないし専門向の書。

また依田新「學童期の心理」、桂廣介「青年朝の心理」の二篇は、別に述べるように年長兒童まで取扱う兒童神社法による保育のためには、かつこの概論書である。

同上

児童の行動と發達(下)

金子 書 房

昭和二十三年 A5 三三四頁 二六〇圓

「児童心理叢書」の第三卷、次の六篇から成つてゐる。

三 好 稔 性的差異の心理

阪 本 一 郎 興味とその發達

森 脇 要 幼児の言語發達

柴 山 剛 思考の發達

小田 信 夫 數觀念の發達

宮城 延 太郎 描畫の發達

岡 宏 子

この中、森脇要氏はもつぱら幼児の言語について、岡宏子氏は主として幼児の描畫についてその研究したところを中心として述べてをられるし、柴山剛氏および小田信夫氏等は育

年期までは扱っているのであるが、それぞれ幼児の思考および幼児の數觀念について詳しい説明がなされている。専門向。

武政 太郎  
最近發達心理學(上)

世界社

昭和二十三年 A5 五四六頁 五〇〇圓

個人の發生から青年までの心身の發達を、人と生活環境との機能的體制が新たになるものという見地から考察したもので、この上巻では、發達の概念からはじまつて、胎兒、乳兒、幼兒までを説いている。資料として内外の文献、殊にわが國の兒童心理學に關する主要な論文や著書をほとんどくまなく取上げてゐることが、この大冊の一つの特徴であつて、卷末附録の一〇八に及ぶ發達心理學文獻集とともに、兒童心理學を深く研究しようとするものにとつては非常に便利な書物である。第一篇總論は、發達心理學の問題と方法、發達心理學の對象としての發達概念、行動の發達における機能的根據、心的體制、環境體制の五章より成り、第二篇胎兒および乳兒では、胎兒・神經系の發達、新生兒、乳兒、その移動、手および腕の運動、智的發達、情緒反應、社會的行動等について、第三篇幼兒では、幼兒期、運動、知覺、思考、はなしことば、記憶、情緒、社會的行動、幼稚園兒の知的行動等について論述されている。専門向。

なお次のいくつかの書も幼兒心理學を専門的に研究しよう

とするものに大いに役立つであらう。

守屋光雄 兒童心理學研究

中野佐三 兒童の思考心理

東京文理科大學内  
兒童研究會編

兒童と社會生活

殊にその中次の諸篇 (兒童心理叢書第七卷)

後藤岩男 社會的行動の發達

關計夫 道德的性格の發達

矢田部達郎 兒童の言語

金子書房  
比叢書房

#### 四、學童および青年の心理

註——學童の心理および青年の心理は乳幼兒の保育に従事するものにとつては直接の關係は少いが、兒童福祉法による收容施設等で保育に従事する保母は、これを研究しなければならぬから、ここに參考になる書名を簡單に掲げることとする。

青木誠四郎

兒童心理學

昭和十一年(初版) 昭和十五年(改訂)

A5 四一六頁 三二〇圓

莊文社

ひろく兒童一般の心理の概論書で、兒童心理學の任務を序論として、新生兒、發達及發達の時期、兒童の情緒及行動、兒童の知的生活、道德的發達、幼兒及兒童の精神的特質、青

年の精神の七章より成り、附録として幼児の習慣調査法その他が添えられ、幼児期と學童期についての叙述が全體の主要部分を占めている。教養向。

波多野完治  
兒童心理學入門 金子書房

昭和二十四年 B 6 三四八頁 一五〇圓

學童の心理、兒童の自然觀、兒童の道德觀、入學前後の數觀念の四篇より成り、學童の心理では「學習指導要領(一般編)」の學童の心理の部分を著者一流の筆致でたくみに解説し、自然觀と道德觀はピアジェに従つてこれをくわしく述べて兒童のアニメイズム、規則や罰や嘘の考え方を明らかにし、數觀念においては數行動の發達をテストにあらわれた例などを示しつつ説き進み、なお數形の問題を取上げてゐる。著者は第二篇以下がそれぞれ小學校における理科、社會科、算數の指導の參考になることを意圖しておられるが、幼児後期から十歳ごろまでの兒童を扱う保育者が、おとなと違ふことともいふものを理解するにはよい教養向の書である。

牛島義友  
青年の心理 巖松堂

昭和十五年 A 5 二八一頁 三五〇圓

この書は三編十章より成り、第一篇序論として、青年期の研究、青年期の意義、精神構造の展開、第二編自我意識の發

達として、自我意識の發生(反抗)、自我意識の昂揚(感情)、自我意識の分化(理念)、自我意識の社會化(職業)、第三篇社會意識の發達として、社會意識の再出發(孤獨)、社會意識の深化(エロス)、社會意識の擴大の各章の下に、著者の研究の成果が體系的に述べられている。資料となつたものは女子學生の自叙傳が多いが、青年期の心理の特質がよくうかがわれる。専門向。

なおこれらの外に次のようなものもある。

波多野完治 兒童心理學 同文館  
青木誠四郎 青年心理學 朝倉書店  
桂廣介 青年の心理 國民教育社  
岡本重雄 若き日の自我像 羽田書店

## 五、特殊兒童の問題

註——乳幼児保育施設にも心身の發達や状態が特殊な子どもがおり、環境上特に注意しなければならぬこともある。兒童福祉法に精神薄弱兒施設、救護院、療育施設、盲聾施設、乳兒院、養護施設等がそれぞれいろいろの意味での特殊兒童を對象としてゐることはいうまでもない。保育に従事するものはこのような子ども達の心理と指導について知ることがまた大切なことである。

東京文理科大学内  
兒童研究會編  
特殊兒童の心理 金子書房



昭和二十三年 A5 二七五頁 二〇〇圓

「兒童心理叢書」の第五卷、次の六篇が收められている。

後藤 岩 男 精神薄弱兒

森 重 敏 優 秀 兒

西谷三四郎 性格異常兒

植 松 正 犯罪少年の心理と教育

神 原 清 盲兒の心理と教育

川 齋 英 次 聾兒とその指導

これら特殊な子どもの心理と指導についてひろく知ろうとするものにとつて讀まれるべき専門向の圖書である。

PTAシリーズ

困つた子ども の問題 新 經 營 社

昭和二十四年 B6 一三八頁 九〇圓

問題をもつ子どもの原因と扱い方とを説いたもの。幼年期の問題は山下俊郎氏が、學童期の問題は竹田俊雄が、少年期の問題は森田宗一氏が、分擔執筆している。身體上の問題、性格的な問題、知能に關係のある問題などいろいろな問題がどうして起るか、またどうしたらよいかを各時期について一般向、教養向に述べている。

青木誠四郎

精神薄弱兒及中間兒童

昭和二十三年 B6 二一九頁 二〇〇圓

壯 文 社

精神薄弱兒や、それと正常兒との間の、知能指數でいえば七〇——九〇の中間兒童がどのようなものであり、どう教育すべきかを明らかにしている。まず個人差を序論とし、精神薄弱兒及中間兒童、その生活障壁、その鑑別、身體、精神、發生原因、教育の各章が展開されている。専門向。

特殊教育研究連盟編

精神遲滯兒教育の實際

昭和二十四年 B6 一七七頁 一〇〇圓

牧 書 店

三木安正氏を中心とする特殊教育研究連盟が、各地における精神發達の遲滯している子ども達のための教育の現況報告を集録したもの。まえがき(三木氏)、愛はおしみなく(三編)、特殊學級の諸形態(七篇)、特殊學級の教育(五編)、個人的指導記録(二篇)がその内容で、この貴重な記録はこの種の子どもの指導を助けることが大であらう。専門向。

外林大作

兒童心理學

昭和二十三年 B6 二〇〇頁 一五〇圓

銀杏書房

この書は、兒童畫と智能というサブタイトルをもつて、ように、普通の形の兒童心理學書ではなく、行動について、描畫の變容、描畫と知能、精神薄弱兒と智能の四章より成つている。主として精神薄弱兒を扱いながら、心理學一般の理論的なものを求めているので、新しい心理學によつて明らか

にされた精神薄弱児というものが理解されよう。専門向。

精神薄弱児については、次の文献も興味深く読まれるであらう。

戸川 行 男 特異兒童 目黒書店

イタル 著 アヴェロン の野生児 丘 書 房

古武彌正 譯 後藤 岩 男 異常児の記録 講 談 社

田村 一 二 忘れられた子等 冬 芽 書 房

木田 文 夫

虚弱病癡兒童の教育 金子 書 房

昭和二十四年 A5 二二六頁 二二〇圓

小學生や中學生の一割以上を占めると見られる虚弱なこともや病癡のあることもの特質やその対策について説いたもの。ここに扱われている範圍は、不良體格、腺病質、結核要  
注意、神經質、偽結核症狀、偏食、ひきつけ、目まい卒倒、頭痛癲、胃腸異常、性的惡癖、指なめ等の惡癖、夜尿症、かゆがる等の癖、心臟異常、漏斗胸や肢體不自由、てんかん氣質等で精神薄弱、假性低能、性格異常にも少しく觸れている。よわい小中學生の養護教育のために書かれたものであるが、このような子どもを扱う保育者にとつて参考となること  
がきわめて多い。著者は日本醫科大學にある醫博。教養向。

大阪市民援護會編

子供の不良化はどうして防ぐか

大阪市民援護會

昭和二十三年 B6 五二頁 二二〇圓

アメリカにおける兒童福祉事業の實驗を紹介したもので、要保護兒童を如何にして早く見出すか、兒童の問題を如何に解決したか、要保護兒童の缺陷は何處からくるかの三章から成つてゐる。一般向、教養向。

警視廳保安少年部少年第二課編

少年の補導 警 視 廳

昭和二十三年 A5 二五二頁 非賣

戦後東京における青少年の生活の實態と、不良化の状況、不良行爲、犯罪等々の統計その他が示されてい、兒童の不良化問題についての一つの資料である。専門向。

大宮 錄 郎

浮浪兒の保護と指導 中 和 書 院

昭和二十三年 B6 一九四頁 二二〇圓

浮浪兒とはどういうものか、どのように扱うべきか、その實態と保護、指導について、兒童相談所に勤務していた著者が書いたもの。保護所や養護施設等の保母の讀むべきもの。専門向。

山下 俊 郎

一人子の心理と教育 巖 松 堂

昭和二十三年(再刊) B6 一四七頁 一二〇圓

一人子はどんな問題をもつてゐるか、その特異性の心理を

いろいろの面から検討し、それを教養する態度の問題、社會生活をさせるについての問題をくわしくのべ、一人子の教育原理をかかへて、一般兒童の教育と對比している。一人子はどこにでもいることが多いものであるから、幼稚園・保育所の保育者の教養向の書として擧げる。

發行所所在地

- 巖松堂 東京都千代田區神田神保町二ノ二
- 白井書房 京都市左京區北白川京大北門前
- 國土社 東京都文京區高田豐川町三七
- 金子書房 東京都文京區大塚坂下町一五五
- 世界社 東京都文京區音羽町三ノ一九
- 京都印書館 京都市中京區押小路通馬場東入新橋町
- 比叡書房 京都市中京區二條堺町
- 壯文社 東京都千代田區西神田二ノ二三
- 同文館 東京都千代田區神田神保町一
- 朝倉書店 東京都千代田區神田錦町
- 國民教育社 東京都目黒區上目黒二丁目
- 羽田書店 東京都千代田區神田駿河臺三ノ四
- 新經營社 東京都中央區吳服橋二ノ三
- 牧書房 東京都新宿區馬場町一
- 杏書房 東京都文京區駒込林町一七二
- 目黒書店 東京都千代田區神田駿河臺三ノ一

- 丘書房 大阪市北區高垣町九九
- 講談社 東京都文京區音羽町三ノ一九
- 冬芽書房 東京都文京區關口水道町十三
- 大阪市民保護會 大阪市北區大阪市役所内
- 警視廳 東京都千代田區霞ヶ關一ノ二
- 中和書院 東京都千代田區神田猿樂町一ノ三

(三二頁より) 質の向上に重點 以上、今年の統計にあらわれ置くように考慮されたいと思ふ幼稚園の園數、幼兒數教員數に比して非常に教員の程度が低く述べたが、これに示さといわれるのは一應もつとも れてはいるよい傾向も悪い傾向もあるといわざるを得ません。ただ結果の數を示しただけで決してこれらについて解決は與えから教員も程度が低くてもよい してこれらについて解決は與えという理由はありません。幼兒 期を解決してくるものは實の指導のできる教員が必要なの であると思ひます。この統計を でありますから、新しく教育職 一片の集計としてみれば何でも 員免許法が制定された際も幼稚 ないことでありますがその中に 園の教員の身分は嚴重に規定さ 眞理を見出し有効に活用すれば れたのでありますから管理者も 生きた資料となることは間違ひ 教員も大いに教員の資質という あります。

ことについては考えなければな らない點であると思ひます。

(文部省初等教育課事務官)



## 子供讃歌 (四)

倉橋惣三

### 三子供道樂

#### 1 實驗室外の街の子

子供道樂という言葉は頗る穩當でないかもしれない。元來道樂という語義がどういふ意味か知らないが、こゝでは道で樂しむと讀んで貰いたい。元來ひとりつ子であつた彼には弟も妹もない。幼少の子供と樂しむには、自然、家の外のほかはない。道で樂しむということにもなる譯であつた。

彼は角帽のまゝ、よく淺草公園に出かけた。彼自身が子供の時、公園近くの馬道小學校にいたことのある淺草趣味(?)もあづかつていたかも知れないが、當時の淺草公園は極めて無邪氣な子供の世界であつたから、子供と樂しむには最も格好の場所だつたのである。先づ仲店のおもちや屋に軒並み母親の袂をひつばつてゐる子供ら。仁王門から御本堂につゞく鳩の群れに豆をまく子供ら、階段を左におりて瓢たん池に沿うてゆく道の砂繪、いあいぬき、ゴム管を一人々々耳にあてゝ聽く蓄音機、それから、花屋敷の大看板、その後高い十二階、また左へぞろ／＼と廻つて、江川の玉乗り、色幕をあけたりさけたりしながらブカ／＼ドン／＼はやし立てるさま／＼の見せもの。今のようにな大けさな映畫館や、醜いエロ看板などの一つもなかつた、上品とはいえないが、たわいないチルドレンス コーニー アイランドであつた。彼は如何にチャイルヂッシュとはいえ、そうした見せものそのもののファンというのではなかつたが、それを樂しむ子供らの群に交つて、ふんだんに子供を樂しんだのである。サーカスでは子供らの席の隣

の椅子を選んで、いつしよに手をたゝいた。十二階では貸し遠目がねを子供に又貸ししては、あすこに帯の様に流れるのが隅田川、そのずつとききに霞んで見えるのがお臺場、坊やおうちほどの邊だらうねなんかと、説明掛を買つて出ては子供らと話をした。どの子供も親がついていけるのだから、やたらに話しかけることもできない。そのきつかけを作るのには一通りならぬ苦心もあつた。角帽のおかけで人さらいとは思われぬだろうが、さつさと子供の手をひつばつてゆく若いお母さんなどは、屢々に、手であつた。雷門の角のおこし屋で仕入れて来た用意の献上ものも、なか／＼受取つてくれないし、そうかと思うと、瓢たん池の鯉にやる数を子供らに配つて、道樂資金をはたかせられることもある。パリの公園を散歩するのに、いつも子供にやる小さい飴菓子やポケットに忍ばせていたという或る文豪の話を後に讀んだことがあるが、それは子供らを喜ばしてやろうという心、彼のはそれを手づるに子供と楽しもうという下心が混じているのだから逸話にもならない。が、そうした淺草公園の午後は、彼にとつて、仲店裏のうめ、そののぜんざいよりもスキートなものであつた。

當時(明治の末)の東京には、子供向きの娛樂の機會がいろいろあつた。というよりも、おとなの娛樂が子供にも適したといつていゝかも知れない。おとなと子供と共通の娛樂ということは、現代のレクリエーション論として一つの問題になるが、特におとなだけの慰安は別として、社會的には、それが共通でもあんまり差支えない程度に、おとなの娛樂に稚氣が多かつたのである。或は、當時の社會的の娛樂の客寄せの主な對象は子供で、おとなは子供のつきそい、同伴者、更に往々、子供をだしに使つて楽しむ子供のような大供であつたと見れば、むづかしい問題もあるまい。その、つきそいでも同伴者でもない、又必ずしも、子供をだしに使うてぶらつく與太郎でもないが、そうした機會を拾つては、街の子供と楽しみを共にしに出かける彼であつた。

年がら年ちゆう、子供にとつて魅力であつた淺草は別として、常設的ではなかつたことも當時の子供娛樂の特色であつた。それがレクリエーションとしていゝことかどうか分らないが、一段のたのしみを添える要素であつたことは確かである。少くも、子供らはそれを待ち楽しみ、迎え楽しんだ。彼も。

そのいろ／＼の中でも、毎年彼の子供道樂を満喫させるところの一つは、九段の招魂祭だつた。當時、神田明神さまでも、赤坂の氷川さまでも、御祭禮といえ、子ども相手のおもちゃ店、駄菓子店、とり／＼の見せもので賑わうこと、村の鎮守祭りと全く同じ光景であつたが、こゝ九段の官幣大社靖國神社の祭典も全く同様であつた。石の大鳥

居から正面本殿への兩側は、賣りもの店にしても、たべもの店にしても、てんと張りの見せもの小屋にしても、とても東京市麴町區とは思えない田舎に充ちたものばかりで、従つて御境内どこへ行つても日なた臭い子供臭が漂つていた。猿芝居の忠臣藏、山雀の藝當の葛の葉などは、動物愛護論は別として子供らといつしよに鑑賞(?)して至極くほゝえましいものであつた。但し彼の目はそれらの劇藝術よりも、それを觀ている子供らの顔の方に向つてゐるのだから、實は子供らの喝采に做つて喝采する間のぬけ方だつたが、それにしてもおとなよりも子供の方が、舞臺のエテ太夫やヤマガラ嬢の藝道修業に深く感心し、且つ小動物の生活苦に切に同情することの、如何に顯著なのかに驚嘆させられるのが常だつた。

斯うして、彼の子供道樂は、いつまで續いたか、どの位の範圍に擴がつたかルボルターヂュは残つていないが、ラポラトリーの實驗機械の前に置いてみるのとは別の、自然のまゝの子供を知る機會であつた。人生到るところ子供あり、子供のいるところ幸福と歡喜ありだ。

## 2 一年志願兵と村の子

彼は都會育ちである。農村の子供の生活を知らなかつた。それが圖らず村の子に多く觸れることができたのは不思議な御縁からだつた。彼は大學を卒業した年の暮一年志願兵として入隊した。その一ケ年は兒童研究者として空費に似たものだつた。フレールベルは軍旅に従つたとき、生涯の幼兒教育協同者ミッテンドルを得た。彼は入隊したゞけで、眞劍の戰爭に参加した譯でないから、そうした眞劍の報酬を與えられなかつたのも仕方がない。しかし、人生到るところ子供あり、子供のいるところ幸福と歡喜ありだ。

子供は兵隊が好きだつた。軍國主義的理想の一つのあらわれだつたかも知れないが、心理的解釋を試みてみれば、兵隊(軍人として立とうとするのでない只の兵隊さん)は、その期間しやばの俗氣を離れた虚心坦懷の心境にあつた。それを少しくきどつていえばインノセンスである。インノセンスは子供の心である。そこに兵隊が子供に好かれるポイントがあつたのであろう。虚心坦懷は風流の道でもある。彼は此の期間ほど和歌を澤山詠みすてたことはいない。軍歌を唱いながら和歌をつくり、直立不動の姿勢で腰折れをつくるのは似合わしからぬことのようにだが、敵襲の心配のない歩哨の稽古に立つていながら、目の前に刻々と色の變つてゆく、春の曙の富士の美しさを見たり、黙々と

歩いてさえいればいゝ月夜の行軍演習に、すゝき廣野の秋の白露にぬれたりしながら、呼吸が何ごゝろなく三十一文字のリズムになつたとて、咎められることではなかつたろう。又、村はづれでの演習の休憩中に寄つてくる子供らと同じインセンスで話をし、里の農家に宿營の夜、障子の破れ目からのぞく幼い子らを呼び入れて遊んでやつたからとて、別段軍律に反したのではなかつたろう。その他、野外演習中の糞食や休憩の時間は、いつでも村の子に包圍されていたといつていゝ。

村の子らは、初めのどつつきは悪くても、眞純だ。口はまづいがこつちの話はよく聽く。作法はないがデリカシーがある。おうようでもないがこすくはない。尊敬ということとはよく知らないが、人を馬鹿にするとということはない。それよりもかによりも、神經がびり／＼していない。——彼は村のおとなの、いわゆる朴訥、正直、眞實には屢々眉につばして警戒することを忘れない。しかし、村の子供は垢つばい顔に、しみ／＼ときれいな目を見つめることが多い。おとなの美は眞の洗練を経て初めてあらわれるが、子供の美はナイーブそのものにあるということをし、兵隊さんとして交わる村の子において、つく／＼思つたりした。そうして、町の子と村の子と、子供として勿論かわつたことはないが、村の子の方が子供として幸福なこと、村の子にこそ『おさなごの貴さ』が見出されるのではないかと思つたりした。更に、町の子ばかりに接していると、最も生まの子供というものを見失つたり、見そこなつたりさせられるくもりが、われ／＼の目に起りかねまいと思つたりした。

序に、彼の聯隊生活の記憶の中には、見習士官になつてから、度々將校集合所で、將校婦人會のために、兒童心理に關する講演を命ぜられたことがある。これは子供道樂の思い出とは別の項に屬するが、歩兵操典や圖上戰術で油をしぼられるのとは、ちよつとちがつた『學科』だつた。夫人達が母としてかわりないことは素よりとして、日頃いかめしい佐尉殿を、いゝお父さんとして想像してみ得たことは、坊ちゃん嬢ちゃん達のおかけだつた。

街の子でも村の子でも、可愛いさにおいてかわりはない。環境による表層の相違はあるとしても、子供は常に子供だ。たゞ、こつちが子供のような心で接すれば、どんな子供も子供というものを打ちあけて見せてくれる。兒童研究の實驗室や、兒童教育の教室のほかに即ち學者や教師としてゞなしに街の子や村の子と道で樂しんだことは、彼にとつて捨て難い意義をもつた。幾度も繰返してきざに聞えるかも知れないが『人間到るところ子供あり』今一人々々は思ひ出せない途上の子らと野原の子らよ。君達をも、この讃歌のうちに忘れてはなるまい。

# 統計にあらはれた

## 幼稚園の現状



玉 越 三 郎

統計上から見た幼稚園については、先生方にはあまり關心は起らないと思われませんが、数の上にあらわれた幼稚園の姿は大體どんなものであるかを知っておくのもむだではないと思ひ参考のためここに掲げてみます。

(表参照——備考として一、各年度における基礎数は、學校基本調査によつた。二、昭和二十三年度は法制上「養護助教諭講師」の各種はなかつたので項を別に作らなかつた。三、休園中の幼稚園は實數には計上しない)

先ず園數から見ますと、本年度は一、七八六園で幼稚園の最も普及した昭和十七年の二一三三園には及びませんが、戦前における幼稚園發表の中期とも見られる昭和八年(一、七八四園)とはほぼ同數を示しております。この一年間の増加園數を見ますと別表のとおり二五七園で、その増加實數において最近になり大きい數を示しています。これを戦前に比べてみますと昭和九年から同十七年までの八年間に増加した園數と同數であり、戦後も昭和二十一年から同二十三年までの二年間の増加よりも更に多い數を示しています。その増加率を見ますと一六、八一%で過去二十年間(昭和四年から同二十三年において最も高率を示しています。増加の内容を見ますと私立幼稚園が最も増加——八一園、二二・七七%

であります。ここで氣のつくことは戦前戦後の園數の増減の率は私立幼稚園の増減にかかっていることであります。

國立及び公立幼稚園の増減は戦前戦後に對しても大差なく、戦時中の減少は私立幼稚園の減少にもとづいてゐる事實であります。これは公立幼稚園は戦時中幼稚園經營の困難な時においてその困難を押し切つて現在まで繼續してゐることを物語つていますが、今後は公立幼稚園も大いに普及發展させ平均した増加率を示すことが幼稚園の健全な發展の基礎であると思ひます。

幼児數について見ますと、今年は二二八、八〇七人で幼稚園發展の絶頂である昭和十七年の幼児數二〇七、五八九人より二一、二一八人も増加してゐます。これは公立私立幼稚園ともに施設の確保に困難なため施設の増加をはかることはできないが最近の父兄の希望に幼児の入園をこたわらぬ各幼稚園とも相當無理な收容をしてゐることが如實にうかがわれます。従來樂であるといわれていた私立幼稚園でも昭和十七年には一園平均九八人が今年は一一人に激増してゐます。またその増加率を見ましても施設の増加率二二・七%に對して幼児の増加率は二三・二六%を



一、昭和二四年度調(昭和二四・四・三〇)

区分園數	教員				組數	幼兒			一幼稚園 園當り	一幼稚園 園當り	一組當り 幼兒數	一組當り 教員(教諭助教諭) 幼兒數
	總計 主事含む	教諭	助教諭	養護教諭		男	女	計				
國立 三	一五	六五	七	一	四	七	六	一、四九	一、四九	二、九八	三、九八組	九、六八人
公立 七四	三五九	七〇	一、七三	一、三九	四	六	一、四九	一、四九	五、七九	二、三〇	三、二四組	四、六八人
私立 九六	四六六	六九	二、〇四	一、三二	五	三	八	一、六三	一、三三	三、七六	三、七六組	二、六〇人
計 二七六	八四三	一七六	三、四七	二、六八	七	六	一〇	三、三〇	二、四八	九、〇四	一〇、〇八組	一、〇〇人

二、昭和二四年度と昭和二三年度との比較増減(―は減)

区分園數	教員				組數	幼兒			幼稚園 增加率	教員		
	總計 主事含む	教諭	助教諭	養護教諭 同助教諭		男	女	計		增加率	增加率	教諭助 加率
國立 一	一三	一四	一	〇	一	一	一	一七四	一三三%	一六六%	一九%	一四二%
公立 七	四〇	七	三	〇	六	三	九	一〇六	一〇九%	一四九%	八二%	
私立 八	九五	一七	四	一〇	一〇	三	一三	三、三九	三、七%	三、九%	三、六%	
計 三六	一、五二	二四	四	一〇	一三	五	一八	一、〇〇	一、四九%	一、五〇%	一、六六%	

示して施設の増加率より上廻つています。この點公立幼稚園ではかえつて施設の増加率一〇・九七%に對して幼兒の増加率は八・二七%で施設の増加率より下廻つて前年より收容がやゝ樂になつたことを示しています。これによつて公立においては多少施設の復興が軌道に乗つて來たことがわかります。しかし一施設當りの幼兒數を見るときは幼兒教育の立場から未だ公立私立共に感心はできない状態です。國立においては九三・二八人公立においては二四五・二八人私立においては二一八・五人となり最も多い幼稚園では五〇〇人近く收容している現状であります。また幼兒を年齢別に見ますと満五歳から小

三、昭和二三年度調（昭和三三・三三）

区分	園數	教員數			組數	幼兒		計
		總計	園長	教諭		男兒	女兒	
國立	三	一	三	六	三	一九	一六	三三九
公立	三〇	三、八一	六六	一、〇五	一九	三、六六	五、八四	一、〇三三
私立	七五	三、九三	七五	一、六一	三三	二、五三	四、〇九	九、〇七
計	一、〇五	七、〇三	一、五二	三、〇六	七二	二、〇九	一、〇三六	一、九七〇

四、昭和二四年度年齡別幼児數

區分	滿三才から滿四才		滿四才から滿五才		滿五才以上		計	合計
	男兒	女兒	男兒	女兒	男兒	女兒		
國立	一三	一四	四五	四六	八〇	八九	一、四九	一、四九
公立	二、四三	二、五〇	五、八八	五、八三	四、一七	四、七九	三、三三	二、〇三
私立	五、七七	五、五三	一五、六五	一五、九一	一、八三	一、七九	一、八〇	二、七九
計	八、〇四	七、九六	二二、九六	二二、〇〇	六、〇七	五、六六	二、四七	二、三九〇
合計	一五、七六	一五、四六	四〇、〇八	三九、〇〇	一六、〇七	一六、二一	三三、二八	一〇〇
割合	六九・七%	一九・七%	三七・七%					

學校就學の始期までの幼児が最も多く、その七三・七七%を占め次に滿四歳から滿五歳までの幼児が一・二七%で滿三歳から滿四歳までの幼児は僅か六・九六%となっています。

次に一教員の擔當する幼児數についてみると平均三七・六三人で前年度の四〇・一九人より低くなっていますのは、管理者が教育の本質について理解を深めてきたことがうか

がわかりますが先年方の努力によつて來年は更に減少するよう研究していただきたいものです。その内譯を見ますと國立は、前年度の三五・一四人に對して今年度は三二・四五人公立は前年度四四・五七人に對して今年度四二人私立は三六・三〇人に對して三四・二二人となっています。

最後に、教員について見ますと、今年度は八・四一人で昭和十七年の七・一七七人をはるかに上廻つております。前年との増加の實數は一、三九一人となり昭和二十二年の五一七人同二十三年の一、二五七人より更に増加しています。この内教諭と助教諭についての増加を見ますと、公立は教諭三五人の増加に對して助教諭が三一四人私立は教諭四〇三人に對して助教諭が三七三人で公立は非常に助教諭が増加していることがわかります。これは今後の新教育實施に對して思はずにはいけません。總數から見ても公立は教諭、助教諭が大體同數であります。私立の方は教諭が助教諭よりも多くなっています。

教員の増加率二二・六六%を幼児の増加率一四・八九%に比較しますと、はるかに上廻つていて明るい傾向を示していますがただ今後における各幼稚園の増員の際は（二五頁）

幼 兒 の 心 理 的 發 達 (七)

東京家政大學教授 山下 俊 郎

五、五歲兒の心理的發達

幼兒も五歲すぎるとめだつてしつかりして來る。幼稚園や保育所で最年長組になつた幼兒を見ると、よくもこうまで成長してくれたとは、保育者の誰もが感じることはないだらうか。ひと通りのことは出来るようになってゐる、自信を持つたしつかりした態度を持つてゐる、たよりになる、たのもしい感じがする。このような感じを外國の學者は、五歲兒が *dependable, skilful, sure of self* であると言つてゐる。そこで五歲兒の心理的發達の状態をいままでと同じように、四つの方面から考えて見ることにしよう。

(1) 運動的發達

運動の發達の中でまず全身的な運動の發達の状態から觀察して見よう。五歲兒は全身的なからだのこなしにおいてすでに一とおりのことが出来るようになってゐる。

幼兒たちの日常生活を見てもスキップももう上手に出来る、ジャンプル・ジムによじ登つて、あちこちと移りまわる。ことも自由自在といつてもいゝくらいに動きまわつてゐる。机くらの高さからはどん／＼とび降りてゐる、ブランコをこぐことも出来るようになってゐる、片脚で立つて身體の平均をとることも可なり巧く出来るようになって來た、というように全身的な運動のこなしは相當にうまくなつて來てゐるのである。このことは四歲兒のところでも述べた平均臺渡りにもよく現われてゐる。四歲兒のところでもかかけた平均臺渡りでの得點を見ると、五歲兒の平均點は四・八點になつていて、ほとんど滿點の五點に近い。すなわち、兩脚を一度もふみちがえないでかわりばんこにふみ出して、上手に全身のバランスをとりながら渡つて行くことが出来るというのが、大部分の五歲兒なのである。このようにして全身的な運動のこなしは五歲兒においては、幼兒としてはほとんど一とおりの完成の域に近いといつていゝであらう。

手先きのこまかな巧みさにおいても五歳児はすでに一とお  
り熟しているといつていい。指さきでこまかなものを扱うこ  
とがすでに可なり上手になつて來ている。例えば、食事のと  
きにはしを使うことが可なりうまくなつて來ている。はしを  
使うことは、前に三歳児のところで述べたように、三歳から  
はじめられるのであるが、これはたゞ使いはじめるというだ  
けである。三歳、四歳ではまだ上手には使えないのである。  
ところが五歳すぎると上手に使えるようになる。わたくしが  
前に實驗的にしらべた所によると、三歳児や四歳児ではいく  
ら正しいはしの持ち方を教えて訓練して見ても、すぐにもと  
へもどつてしまつて中々ちやんと使えるようにならない。し  
かし五歳児になると訓練さへすれば大人なみの正しい持ち方  
をして上手にはしが使えるようになるのが見られる。これは  
手先きの巧みさが訓練さへすれば進んで來るといふところま  
で熟して來たのである。繪を描かせてもかく線がかなりしつ  
かりして來るようになる。いわゆる線でかく繪は五歳ごろに  
なつてようやくしつかりして來るといえるのである。このよ  
うなことからして、五歳児になると三角形をかけたお手本を  
見せてかゝせると、きちんと三角形がかけるようになるので  
ある。このように、手先きの巧みさが進んで來ることは、こ  
のほかのいろ／＼の日常生活にも現われて來るので、帽子を  
かぶること、ストッキングをはくこと、背中のボタンを除い  
ては眼のとゞく所にあるボタンは一とおり掛けられるように  
なること、髪をとかすことが出來るようになること、といつ

たようなことを見るものが出來るのである。

このように運動の發達を一とおりに眺めわたして見ると、五  
歳児は運動において一とおりの巧みさを身につけるようにな  
つたといえるであらう。いままで述べた所では、この巧みさ  
は全身運動も手先きの細かな運動も、言い方としては同じよ  
うに巧みになつたと言つて來たのであるが、このことを、こ  
ゝで少し吟味して見たいと思う。子供における運動の力の發  
達においては一つの原則がある。それは全身運動のように大  
筋肉をつかう運動と手先きのこまかな運動のように小筋肉を  
つかう運動との、この二種類の運動の發達の順序に關してで  
ある。大筋肉をつかう運動はいつでも小筋肉をつかう運動よ  
りもさきに發達する。大筋肉をつかう運動の基礎が出來てか  
ら小筋肉をつかう運動が發達するのである。指先きのこまか  
な運動がほんとに完成されるのは、肩、腕などの筋肉をうま  
くつかうことが出來るようになってからで、年齢でいうと一  
〇歳以後である。小學校の低學年でも細かい字を書いたりす  
ることは適切ではないのである。したがつて幼児の時期にお  
いては、運動の發達から見ても、まず大筋肉をつかう運動を充  
分にさせることによつて、その發達をうながし大きくなつて  
からさらに細かな運動がうまくなるように基礎を作らなければ  
ならない。幼児期に大筋肉の運動を充分にしなかつた子供  
は、大きくなつてからいろ／＼の運動に何となくこぢんま  
が感じられる。幼児期に病弱であつて充分の運動の出來なかつ  
たような子供によく見られることである。このようなこと

は、小さい手先の運動の訓練をまつたく無視していゝといふことではない。小さい運動もやはり發達してはいるのであるから、年齢相應の線までは發達させることを考えなければならぬこともちろんである。たゞどちらに重點を置かかといふことであり、幼児期をはずすと大切な土臺が出来ないからその土臺の方にまず重點を置かなければならないといふことを注意したいのである。

## (2) 知的發達

五歳兒は知的發達においても四歳兒にくらべて一段と進んで來ている。いわゆる知的なはたらきは小學校の年齢になると、めだつて進んで行くので、こゝに小學校における知的な面のいわゆる製作が意味を持つようになるのであるが、そのスタートは幼児時代の最後の時期に、このような知的なはたらきがめざましく活動しはじめる所にあるといつてよいのである。

四歳兒の知的發達について述べるとき、四歳兒がいわゆる質問期のまつたゞ中にいて、質問期の頂點にいたることを述べたのであるが、そのときふれたように質問といふものは幼児たちの心が自分のまわりの世界に對して廣く眼をひらいて來たことを意味する。この傾向は五歳兒になると一そう強くなつて來るのである。質問も相變らず盛である。そしてたゞ質問するだけでなくいろいろなものをいじりたがり、いろ／＼のことをやつて見たがる。小學校の子供たちはよくマッチのレ

ッテルや郵便切手やいろ／＼のものを集めるのであるが、この蒐集といふことは、幼児期の五歳ごろからそろ／＼はじまるのが普通である。もちろん大きい子供のうちに系統だつた集めかたでなく、手當り次第のガラクタ集めが多いのはあるが、自分のまわりの世界に對してひらけて來た心の動きのおもむく所がこのような傾向となつて現われて來るのである。このような事相に見られるように、幼兒たちの心が外の世界に向つて開けるので、いわゆる求知心とでもいふべきものが非常に強くなつて來るといふのが五歳兒の知的發達に見られる一つの大きな特徴となつて來るのである。

このような知的な心の動きの結果として五歳兒はいろ／＼の自分の身のまわりのことに對する知識を持つていふようになる。五歳兒は、「あなたの右の手には指が何本あるの?」「左の手には何本?」「兩方の手をあわせたら何本指があるの?」と聞かれると正しい答を即座にすることが出来る。片手に五本、兩手で十本の指があるといふことは、數えればもちろんわかる。すでに四歳のうちに十三まで數えるようになっていゝからである。しかし、即座に指の數が答えられるといふのは、たゞ數えられるといふのとは意味がちがう。この即座に答えるといふのは、このような數える能力を自分の身のまわりのいろ／＼なものに適用して見て、この適用するといふ経路を何度も／＼くり返していゝうちに指の數を覺えしまつたことを意味する。すなわち自分の持つていゝ力をつの道具として自分の身のまわりの世界にあてはめて用いて

見るといふ所まで知的發達が熟して來たのである。同じよう  
なわけで、五歳兒は通貨の名前を一とおり知つてゐる。一  
圓・五圓、十圓、百圓といふような紙幣を見るとこれが五  
圓、これが百圓といふようにいふことが出来る。これは通貨  
のほんとの價値を知つてゐるということではないが、いわば  
通貨の顔と名前を覚えてゐるのである。これも日常の生活の  
中で始終見聞きしてゐるという經驗を重ねた結果が、覚えら  
れる所まで熟して來たのであると考えられるのである。

また、五歳兒は、六歳近くになると右と左の區別をおぼえ  
る。一體、右左といふ空間的な關係は、向きによつて變つて  
來るので中々覚えられないのであるが、五歳兒が右左を覚え  
るようになるといふのは一つの大きな發達である。これもい  
まゝで述べたことと同じようにして、幼兒が經驗を重ねて來  
た結果であるが、こゝでちよつと注意して置きたいのは、向  
い合つた人の右左が逆になるという相對的關係は、自己中心  
に物を考えるといふ幼兒的な心の特性からして中々理解され  
難いものである。このような自己中心に考えるといふことの  
もつとはつきりした現われは、このように知的なほたらきが  
進んで來てゐるのに、五歳兒ではまだ想／＼像と現實との區  
別が十分につき兼ねることがあるといふ所に見られる。想像  
と現實とが區別できないといふのは、自分の心の中だけで考  
えたことと實際にあつたこととがごつちやになつてしまふこ  
とであるが、幼兒のうその中に想像的なうそといわれるもの  
があることはその一つの現われとして注意しなければならな

いことである。例えば幼兒が自分の頭の中で高いお山に登つ  
たといふような想像をめぐらしてゐると、それがほんとにあ  
つたことのように幼兒自身が感じてしまつて、「きのう、僕  
はね、高いお山にのぼつたんだよ」と言ふような結果になつ  
て來るのである。實際にあつたことでないことを實際にあつ  
たように言ふのであるから、まぎれもないことであることに  
は違ひないのであるが、幼兒自身はこの場合うそをついてい  
るといふ意識を全然持つてゐないのである。幼兒のうそとい  
われるものによつて想像的なうそがあることは、幼兒を  
相手にするものがよく／＼心の中にとめて置かなければなら  
ないことであらう。

このように一方では五歳兒は幼兒らしいあどけなさの中に  
片脚を残してゐるのであるが、もう一方では片脚を一步すゝ  
んだ知的發達の線にそつてふみ出してゐる。四歳兒の所で言  
葉の發達についてその發達がいちじるしいことを述べたので  
あるが、語いにおいても、發音においても、文章の形におい  
ても、五歳兒は話し言葉としては一とおりの完成の域に近づ  
いてゐる。したがつておとなの話が自由自在にできるように  
なつてゐるのである。また、時間的な觀念においても、きの  
う、きよう、あすといふような日の區別はすでに明確に出來  
るようになつてゐる。また五歳兒は繪をかくときに、大體は  
じめから何をかくといふ意圖と計畫とをはつきり持つてい  
る。四歳までの子供ではじめからの意圖がはつきりしてい  
ないで、途中から何をかくといふことが定つたりまた變つた

りするものも相當にあつたのであるが、五歳児になると大多数の子供ははじめから何をかくかという意圖と計畫とがはつきりしているのが普通である。このことで分るように五歳児は、すでに一つのことを始める前におよそ一定の計畫を持つてゐるようになるのである。

五歳児に知的なはたらきがすすんで来たということは、その考えるはたらきすなわち思考の發達にこれを見ることが出来る。その第一は物の定義が出来るようになったことである。四歳以下の幼児だと、例えば「鉛筆つてどんなもの？」と聞かれると、説明出来ない、定義が出来ないのである。たまたま眼の届く所に鉛筆があると「あれ」といつて指すぐらいのことしか出来ない。所が、五歳児になると「字をかくもの」というように言葉で定義することが

出来るようになる。これはこのような思考の力が出て来たことを示すものである。しかし一面においてこのように、用途によつて物の定義をするというのは、最も幼ない定義の段階であつて、自分とそのものとの關係において考えるという自己中心的な考え方の現われである點においては幼児的な傾向であることに注意したい。五歳児の思考の力の發達を今度は他の面から考えて見よう。一體、幼児はいまの定義のように言語的な、抽象的

な思考においては貧しいのが普通である。しかし、具體的實物について、自分の行動で解決するという思考においては相當のことが出来る。碁石を上の方の圖のようにならべて見せて、この右の方へつゞけてならば御覽なきやいという問題を出して見ると、五歳児は、上段の場合には黒白、黒白、……、下段の場合には黒白黒、黒白黒、……という反復の關係をはつきりつかんで、この關係にしたがつて右の方へならべて行くことが出来る。このような關係の判斷が出来るようになることがこゝに示されてゐるのである。

知的發達において五歳児はいままで述べたように、一段と發達して、知的時代としての學童期へつゞいて行こうとしている。この知的なはたらきのすすみをなだらかにしてやるように考えることは幼児のまわりにいる者のつとめである。



# 記録

## 幼稚園設置基準に 關する協議會

十二月一日午前十時より標題の催しが東京フーベル館會議室において行われた。當日の參會者は文部省大島初等教育課長以下關係官と末尾掲載の協議員でその協議事項等は

### 1、挨拶

内山憲尙氏  
鎌田志ん氏

### 2、經過報告

文部省 玉越事務官  
文部省 地引技官

### 3、幼稚園の現状

文部省 上野事務官

### 4、幼稚園施設基準について

文部省 大島初等教育課長

### 5、學校基準法に盛るべき事項

文部省 大島初等教育課長

### 6、今後の運営、連絡の方法

文部省 大島初等教育課長

### 7、懇談（各地からの希望）

文部省 大島初等教育課長

學校基準法を施設基準法と、教育課程及び編制に關する法律と分けて提出する豫定であり、施設基準は今日までに既に四回に亘り文部省關係官と東京都神奈川縣埼玉縣の國公私立代表者と研究を重ねて來た結果の報告が行われ、教育課程及び編制については左の事項を中心として各協議員からの熱心な意見が出て、十二月十日までに各地代表から各事項についての案を提出することに定まつた。なお次回からは國公私立中から一六名の代表者を選出して連絡に當ることになつた。

### 幼稚園關係の學校基準法案中に盛るべき事項

- 1、教育課程は學校基準法に明記したらよいか、よいとしたらその表現を如何にしたら實際教育上との連絡においてどのようにならわしたらよいかその例を左に記してください。またその内容の取扱ひの方のあらわし方はどうするか。
- 2、幼稚園一の幼児数の定義を定める必要があるか、あるとしたら實際教育上適切な一幼稚園の園児数は何人位か。また一組の幼児数は何名がよいか、左に記入してください。
- 3、一組の専任教諭数は一人以上とか規定する必要があるか、あるとしたら何名がよく代用する場合も定める必要があるか。
- 4、分園を設置する必要があるか。
- 5、保育月數か保育時數を定める必要があるか、あるとしたらその適當な日時數は
- 6、幼児指導要録と學籍簿との記入形式はどんなものがよいか。

### 當日出席者

#### 公立側

小川正通(奈良女高師)堀合文子(東京女高師)丸山ひろ子(日教組幼稚園部)鎌田志ん(竹町幼稚園)木村ふさ(福島第一幼稚園)大浦君子(小倉幼稚園)松田光榮(小倉幼稚園)池田勝人(廣島大附屬)内匠ちよ(播磨幼稚園)吉田市五郎(福浦幼稚園)岩佐崇子(徳島大學附屬)山村きよ(西櫻幼稚園)野間郁夫(埼玉大學附屬)宮内代内山(千葉師範附屬)徳久孝(番町幼稚園)片桐代理(中西壽和(麴町幼稚園)池田史子(芳林幼稚園)

#### 私立側

内山憲尙(聖美幼稚園)加藤武夫(鶴の木幼稚園)片谷武雄(のぞみ幼稚園)宮村治(東玉川)笠原秀定(明德幼稚園)坂内みつ(聖心學園)淡野重郎(清明幼稚園)伊東祐政(上野毛幼稚園)石倉常七(野方學園幼稚園)長野満(東洋英和女學院保育所)佐藤初重(柿の木幼稚園)渡邊了英(育英幼稚園)樺葉勇(櫻の實幼稚園)本田玄洲(こゆるぎ幼稚園)松井依山(浦和幼稚園)山田顯達(横内幼稚園)森壽恵三(田邊幼稚園)松井鏡太郎(二葉幼稚園)松田輝一(長田幼稚園)中桐壽平(嘉美幼稚園)



## 官廳公示連絡事項

### 教育における宗教の

### 取扱いについて

文初歴第一五二號

昭和二十四年十月二十五日

文部事務次官 伊藤日出登

都道府縣教育委員會

都道府縣知事

附屬小、中等學校を有する直轄學校長 殿

國立各種學校長

國立高等學校長

社會科その他、初等および中等教育における

宗教の取扱について

先に教一〇一號(昭和二十三年七月九日發)によつて、兒童・生徒の社會科の學習活動中で、「國家神道、神社神道に對する政府の保證、支援、保全、監督ならびに弘布の廢止に關する昭和二十年十二月十五日附連合國軍最高司令官總司令部指令第四四八號、同日附參謀副官發第三號(民間情報教育部)の日本政府に對する覺書」の原則にふれることがないよう

に各學校において指導されたいとの注意を促しました。

そのうち、社會科の教育のみならず、ひろく初等および中等教育における宗教に關する事項について研究協議しました結果、次のような結論を得ました。以下各項をよく研究され、あやまちのないように御配慮を願います。

一、國立または公立の學校が主催して、神社寺院、教會その他の宗教的施設を訪問することについて

學校が主催して、禮拜や宗教的儀式、祭典に参加する目的をもつて、神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問してはならない。學校で主催するという意味は、學校で計畫して團體で訪問すること、または個々の兒童、生徒が學校から課せられて、神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問することである。

國寶や文化財を研究したり、あるいはその他の文化上の目的をもつて、學校が主催して神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問することは、次の條件の下では許される。

(イ) 兒童、生徒に強要してはならない。

(ロ) 學校が主催する旅行中に、神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問する兒童、生徒の團體は、その宗教的施設の儀式や祭典に参加してはならない。

(ハ) 學校が主催して神社、寺院、教會その他の宗教的施設を訪問したとき、教師や指導者が命令して、敬禮その他の儀式を行わせてはならない。

(ニ) 學校が主催して、靖國神社、護國神社(以前に護國神社あ

るいは招魂社であつたものを含む)、および主として戦死者を祭つた神社を訪問してはならない。

## 二、國立または公立の學校における宗教に關する教材の選擇および取扱ひについて

(イ) 各教科の教育目標に照らして必要な場合には、各種の宗教の教祖、慣行、制度、宗教團體の物的施設、厚生および教育活動、種々の宗教史上の事件などに關する事實を含んでもよい。

これらの教育資料においては、特定の宗教的教理、慣行、制度經驗などを、價値がないものとして否認したり、あるいは特定のものを特に高く評價したりするような表現を用いてはならない。また科學と宗教とは兩立しないものと假定してはならない。このことは、自然現象を自然的原因に歸することを妨げるものではない。

(ロ) 社會科においては、宗教が社會生活の中で、どんな役割を果たして來たかを明らかにする點に重點がおかれなければならない。また適當な學年において、憲法の内容やその他の法律にもとづいて、信教の自由の意義を教えなければならない。

(ハ) 文學および語學の教科書においては、文學的あるいは語學的價値があると認めて選擇したものである限り、宗教的教材が含まれていてもよい。しかし、その取扱ひに當つては、その教材選擇の主旨に反しないように注意しなければならない。

(ニ) 音楽、美術、建築の指導においては、教材として宗教的感化を受けた作品を利用してもよい、藝術的表現に對する宗教的影響を研究することは、望ましいことである。

(ホ) 學校圖書館には、参考および研究のために、宗教に關する書籍や定期刊行物を備えつけてもよい。

(一) 各種の宗教の教理、歴史、哲學、心理の客觀的研究(比較研究あるいは特殊研究を、新制高等學校における選擇科目として設けてもよい。しかし特定の宗教のための宗教教育にならないように注意することが必要である。

## 三、國立または公立の學校の兒童、生徒の自發的宗教について

(イ) 兒童、生徒が授業時間以外に、一國民として、宗教的儀式、祭典、その他、宗教團體の行ふ行事に参加することは自由であるし、教師も同様である。

(ロ) 中等學校生徒は、正規の授業時間以外の活動として、自發的な宗教的團體を組織することができる。

(ハ) 學校はこの種の團體の活動に對しては、校内の他の生徒團體に與えられけると同様に、學校施設利用の便宜を與えなければならない。また學校は、生徒のどの宗教的團體にも、無差別公平にこの種の便宜を與えなければならない。そしてこの旨を、適め周知させておくことが必要である。

各學校當局者は、講堂、教室その他の施設を、授業時間以外に、生徒團體の活動のために使用させるか否かを決定する機能を持つべきである。

(ニ) 生徒の宗教的團體は、教師を個人の資格において、顧問または會員として、その活動に参加することを請うてもよい。

## 四、宗教家と學校教育との關係について

(イ) 國立または公立の學校では、宗教團體の教職者および信者を招いて、宗教の分野以外の題目について講演をしてもらつてもよい。このようなことを行ふに際しては、教理や宗教的儀式的解説、あるいはそれらの宣傳を行つてはならないということ、か

れらに前以てよく了解しておいてもらう  
ことが必要である。

(ロ) 宗教團體の教職者および信者で、  
國立または公立の學校の教職にあるもの  
は、法衣をまといつて教室にあらわれては  
ならない。また、いうまでもなく、かれ  
らは、教師の行動と職業とを律するすべ  
ての規則に従わなければならない。

五、國立または公立の學校では、各學  
校當局者が各學校の建物を管理する直  
接の責任を負つてゐる。したがつて授  
業時間以外において、生徒の團體以外  
の宗教團體に、學校の建物を使用させ  
ることに關しては、學校當局者が學校  
教育法第八十五條の規定にもとづいて  
判定すべきものである。

六、以上の諸事項は、私立學校には適  
用されない。私立學校は軍國主義的、  
超國家主義的の教説を教へてはならない  
といふこと以外には、すべての宗教教  
育および自發的活動に關して、自分の  
教育方針や實踐を決定する自由を持つ  
てゐる。

## 愛育 第十五卷 千共三三圓

卷頭 倉橋惣三

育兒對談

本會總裁三笠宮妃殿下と語る

育兒講座

新生兒の榮養

新生兒の發育

指導記事

新しい早産兒哺育

新しい肺炎の豫防と手當

冬のお産と心構へ

幼兒教育のコツ

愛育相談

愛育トピックス

誌上育兒展

家庭重寶集

支部だより(神奈川縣の卷)

童話・そら春が來た。春が!!

マリアン・レイ

東京都麻布局區内盛岡町一ノ五

恩賜財團 母子愛育會

## 御知らせ

月刊紙 保育の友 發刊について

今回厚生省保育課が幹旋役となり、保  
育關係の有志の方々が糾合し、標題の月刊  
紙を發行することになりました。名前の示  
すように眞に保育關係者のための「良き友」  
たらしめたい熱意の下に目下編集中です。  
尙ほ事務所は暫定的に厚生省保育課内にお  
き、發費はフレールベル館によつてなされま  
す。

子供の日 童話 募集の計畫

今回フレールベル館が主催となり、朝日新  
聞社後援、文部省、厚生省、全保連、NH  
K、日本ビクター等の協賛を以て、五月五  
日「子供の日」にうたうに相應しい童話を  
募集する計畫が樹ちました、詳細は一月號  
誌上に發表いたしますが、要綱を掲げれ  
ば、三節以内、二月末、切選者は倉橋先生  
文部省大島課長、厚生省吉見課長他文藝專  
門家數氏、當選作について作曲は弘田龍太  
郎氏を煩はず豫定です。

# 會 か ら

○ことしは、二號三號合併、七號八號合併の、日本保育學會

特集を二つ出しましたうえ、例月號の、頁數も増しましたし、内容の充實にもつとめましましたし、本誌としては、まあ／＼ほめていたゞきましようか、ということにして第四十八卷を終ります。

○三號續載の玉越三朗氏の『法的に見た幼稚園の姿』は、文部省初等中等教育課の幼稚園擔當官として、新しい幼稚園に關する最も正確な法的知識を與えられました。その内容にある各方面は皆必要のことですが、わけても、幼稚園職員に關する法規規定は、充分熟知していなければならぬことばかりです。

○『官廳公示連絡事項』は、文部、厚生兩省の好意によつて、新事項の記載ができてゐることを感謝すると共に、保育實際家諸君もよく注意して讀まれることを希望します。そして法規的に不明な疑義でもあつたときは、お問い合わせ下さい。當局によつて正しい解釋をして貰ひましょう。

○法規的なことばかりでなく、保育學上、幼兒研究上、保育實際上、御質問をお送り下されば、御いつしよに研究しましょう。そうして本誌が誌上保育研究室にでも教習にでもな

ることはいつも希望してゐるところです。○研究といへば、先號から掲載されてゐる竹田俊雄氏の保育關係圖書の解説的紹介は、皆さんの研究のために極めて有益なものであることを信じます。新刊を知ると共に舊刊を忘れないために、舊刊に停まらないで新刊を見落さないために、充分よく御利用下さい。來年に互つて繼續される豫定です。

○では、寒さにお氣をつけになつて、御健康に新しい年を迎えられ、保育のため、いよ／＼御精勵下さい。來年からはすべて年齢を満でいうことになるとか。そうするとお若くなる譯ですかね。とにかく、保育者は一年々々幼兒に近くなりますから、いよ／＼お元氣に、いよ／＼お多幸に。

## 『幼兒の教育』編集

編集主任 倉橋惣三  
協力委員 牛島義友 及川ふみ 齋藤文雄 多田鐵雄 波多野完治 山下俊郎 山浪太郎

編集委員 西山浪太郎  
日本幼稚園協會

## 幼兒の教育 第四六卷 第十二號

定價 金參拾圓也

昭和二十四年十二月十五日印刷

昭和二十四年十二月二十日發行

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

編集兼 發行者 倉橋惣三

東京都千代田區神田神保町二ノ四

印刷者 佐野眞一

東京都千代田區神田神保町三ノ二九

印刷所 明和印刷株式會社

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

發行所 日本幼稚園協會

東京都千代田區神田神保町二ノ四

發賣所 株式會社 フレーベル館

電話九段(33)三九七一番

振替東京一九六四〇番

○本誌御購讀について注文申込その他は凡べて發賣所フレーベル館宛に願います